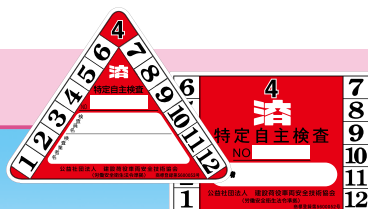


建設荷役車両



VOL.44 No.259

第**259**号
2022-5

令和4年5月1日発行（隔月1回1日発行）



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



建設車両用タイヤに待望の新シリーズ登場！！



クッション性に優れた
穴あきノーパンクタイヤ

製品サイズ

- ・16.00-25
- ・17.5-25
- ・20.5-25
- ・23.5-25 他各種

大型ホイールローダー対応!!
各機種用ホイールも製作します
ホイールとセットで更にお買い得!

スノー用パターン
大型ニューマチックタイヤ

製品サイズ

- ・16.9-24 12PR TL
- ・17.5-25 12PR TL (今冬販売開始)
- ・20.5-25 16PR TL (今冬販売開始)

大好評スノーパターンに
待望の大型サイズ登場!!
ピン打ち場所もしっかり確保



産業車両用 建設機械用タイヤのことなら

MRC 丸中ゴム工業株式会社

TEL:052-889-5556

FAX:052-889-5558

本社:愛知県名古屋市長区瑞穂区二野町4-11

URL : <http://www.marunaka-rubber.co.jp>





◆ 令和4年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」
の実施について

◆ 令和3年度建設荷役車両
特定自主検査強調月間実施結果報告

◆ 特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）の紹介



建設荷役車両

2022-05 VOL.44 No.259

INDEX

■ 巻頭言

「あたりまえ」と「有難う」 福西 栄治 4

■ 広報

令和4年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について ... 5

令和3年度建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告 19

特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）の紹介 22

特定自主検査記録表作成支援ソフトの紹介 第4回 38

特自検Q & A 第13回 43

■ 技術解説

生産性と安全性の向上を目指した締固め機械の特徴紹介 後藤 春樹 46

■ イラスト災害事例 51

■ 製品紹介

土工用振動ローラ「ZC120S-6」/新型エンジン式フォークリフト「ERSIS
(エルシス)」 55

■ お知らせ

建荷協の動き	57
令和4年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表	59
令和4年度 各種研修の受講料	67
特定自主検査者資格取得者名簿（令和4年2月1日～令和4年3月31日）	68
令和4年度版 建荷協発行図書等のご案内	71
支部一覧	75
編集後記	76

※「技術・技能の継承」は執筆者急病のため休載します



「あたりまえ」と「有難う」

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

理事 福西 栄治

日立建機株式会社 執行役

新型コロナウイルスの影響が長引く中、日々気を付けてお過ごしのことと思います。二年前には、このような状況になることを、誰が予想できたでしょうか？ 一時期はマスクや日用品も不足し、「あたりまえ」の日常も大きく変わってしまいましたね。

このような中、私事ながら東南アジア某国での4年間の駐在勤務を終え一年が経ちました。これまで日本と海外勤務の繰り返しで、中東、欧州、東南アジア、と気が付けば 四半世紀近くの海外勤務となりました。駐在先での生活は、先進国、新興国を問わず多少の不便・不自由はあるものの【郷に入っては郷に従え】の精神で、現地に馴染み無事過ごすことができました。

ようやく日本の生活にも慣れてきました。改めて日常生活で気づくことが多くあります。

例えば、通勤や移動時に利用する電車。ほぼ100%時刻表通りに発着する。また、ほんの少しの遅れにも「ご迷惑をおかけし申し訳ありません…」とのアナウンスが流れる。

いつまで経っても来ない電車を待ち続けることは、まずあり得ませんね。

駐在先では階段の上り下りの際、よく躓くことがありました。段差（蹴上）が異なっていることが原因でしたが、日本では

このようなことはまずありません。帰国して改めて周りを見渡すと、何気なく通っていた道や建物のひとつひとつが、安全で使い易く作られていることに気づきます。蛇口をひねれば安全な水が出てくることも然り、周りはたくさんの「あたりまえ」で溢れています。

私が普段感じるこのような小さな気づきは、それこそ枚挙にいとまがありませんが、その多くはエネルギー、輸送、通信や都市などの生活・社会インフラにつながっています。

言うまでもなく、これらインフラの保守・管理、建設に重要な役割を担うのが建設荷役車両とその従事者です。当協会はこれら車両の性能の保持向上や作業安全確保に様々な形で寄与していますが、「あたりまえ」を維持、発展させることは非常に重要であり、エッセンシャルワークを支える活動でもあります。

「あたりまえ」の反対語は「有難う」だそうです。少し違和感がありますが、あたりまえは…有ることが常、有難うは…有ることが難しい。普段何気なく過ごしていると、「あたりまえ」のことに感謝することはあまりありませんが、今一度、自分自身が生かしてもらっていることに感謝し、周りに感謝される、感謝できる人間になれるよう日々心がけたいと思います。

広報

令和4年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

厚生労働省労働基準局

令和4年2月22日付で厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、当協会会長あてに、令和4年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施に伴い、協力依頼がありましたのでお知らせいたします。本キャンペーン期間は令和4年5月1日から9月30日までで、7月が重点取組期間です。

基安発 0222 第4号
令和4年2月22日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

令和4年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発 0420 第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月14日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者547人、うち死亡者は20人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業128件、製造業85件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生しています。また、死亡者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。また、入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分でないとみられる事例、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られています。

ついては、令和4年の本キャンペーンを、別添の令和4年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。

注：上記の書面中、別紙は掲載を省略しています。厚生労働省HPの令和4年2月22日付け報道発表資料「令和4年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します」に別紙が掲載されていますので参照してください。

別紙 令和3年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（令和4年1月14日時点速報値）

リンク先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24043.html

令和4年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和4年2月22日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者547人、うち死亡者は20人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業128件、製造業85件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれている。入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分とみられる事例、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られている。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備を図ること、②暑熱順化が不足していると考えられる者をあらかじめ把握し、きめ細やかな対応をすること、③WBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じることなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、令和4年についても、引き続き、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を行う中で、熱中症予防対策を講ずべきことに留意が必要である。

2 期間

令和4年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和4年4月を準備期間とし、令和4年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

（1）厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

（2）各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

（1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

（2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

（1）準備期間中

WBGT 値の把握の準備（10 の（1）のア）

作業計画の策定等（10 の（1）のイ）

- 緊急時の対応の事前確認等（10 の（1）のク）
- （2）キャンペーン期間中
 - WBGT 値の把握と評価（10 の（2）のア及びイ）
 - 作業環境管理（10 の（2）のウ）
 - 作業管理（10 の（2）のエ）
 - 健康管理（10 の（2）のオ）
 - 異常時の措置（10 の（2）のキ）
- （3）重点取組期間中
 - 作業環境管理（10 の（3）のア）
 - 作業管理（10 の（3）のイ）
 - 異常時の措置（10 の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

（1）準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、新規入職者や休み明け労働者等に対する暑熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表 1）を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。ま

た、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正（別紙表 2）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表 3 及び別紙表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、(1) から (3) までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2) のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握

WBGT 値の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意

する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な WBGT 値の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ WBGT 値の評価

実測した WBGT 値（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

なお、作業中における感染症拡大防止のための不織布マスク等の飛沫飛散防止器具の着用については、現在までのところ、熱中症の発症リスクを有意に高めるとの科学的なデータは示されておらず、別紙表 2 に示すような着衣補正值の WBGT 値への加算は必要ないと考えられる。

一方、不織布マスク等の着用は、息苦しさや不快感のもととなるほか、円滑な作業や労働災害防止上必要なコミュニケーションに支障をきたすことも考えられるため、作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、着用が必要と考えられる場面、周囲に人がいない等不織布マスク等を外してもよい場面を明確にし、関係者に周知しておくことが望ましい。

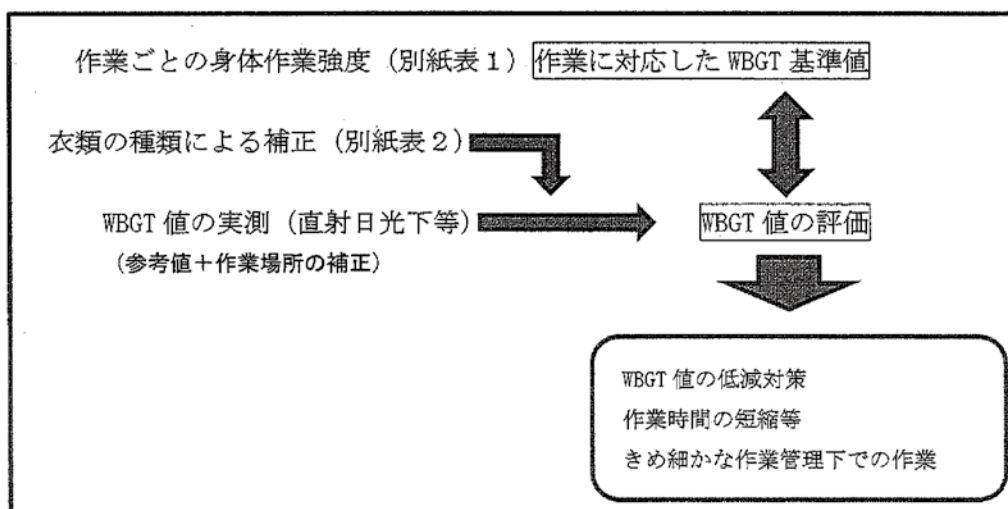


図 WBGT 値の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

(ア) WBGT 値の低減等

(1) のウで検討した WBGT 値の低減対策を行う。屋内作業においては、冷房時の換気に注意する必要がある。機械換気設備が設置されていない事務室等においては、冷房時に外気導入がないため、換気扇や窓開放によって換気を確保しながら、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整するなどにより、室の温度を適正に保つようにする。

(イ) 休憩場所の整備等

(1) のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げる、休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保つよう配慮する。また、共有設備は定期的に清掃、消毒するなど清潔に保つよう心がける。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場においても不織布マスク等の着用をはじめとする感染拡大防止策が実施されているところである。屋外の暑熱環境下においては、人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）を確保し、不織布マスク等を着用せず作業ができるよう、作業計画や作業方法を工夫すること。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

暑熱順化している状態		夏休み（4日間）				順化の喪失
		1	2	3	4	

暑熱順化ができていない場合には、特に（2）のエの（ア）に留意の上、作業を行う。

（ウ）水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

（エ）服装等

（イ）のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

（オ）ブレーキング

WBGT 値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるブレーキングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のブレーキングを検討すること。

オ 健康管理

（ア）健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

（イ）日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

(1) のカの教育研修については、期間中、なるべく早期に機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。
- (イ) ウの(ア)の WBGT 値の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。

(オ) 作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行うこと。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。

(カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(キ) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) のウの (ア) の WBGT 値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、WBGT 値に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかなな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3（参考）休憩時間の目安※：暑熱順化した作業者において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透過性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透過性つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フード付き単層の不透過性つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなしの不透過性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法*	・WBGT 値（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例	150分
(3)	緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・WBGT 値の意味 ・現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例

令和 3 年度建設荷役車両 特定自主検査強調月間実施結果報告

建設荷役車両安全技術協会 本部

令和 3 年度事業として、令和 3 年11月、当協会主唱、厚生労働省及び経済産業省の後援、5 災防団体および 2 関連社団法人協賛の下に全国一斉に実施しました「建設荷役車両特定自主検査強調月間」（以下「強調月間」という。）について、概況を下記のとおり取りまとめたので、報告いたします。

記

1. 総括

令和 3 年度の建設荷役車両特定自主検査強調月間は、昭和60年にこの月間行事を始めてから37回目を迎え、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症防止策の一環で、一部地域では活動が制限され、減少したものの、今までの実績を生かして強調月間の推進に努めた結果、報告のとおり成果を上げたものと認められる。

これは、厚生労働省及び経済産業省のご指導、各労働局、監督署、及び、各協賛団体関係者のご支援並びに当協会の各支部の努力と会員事業場の協力の結果である。

2. 実施事項

1) 広報活動

① 実施状況

ア リーフレット、ステッカー等の配布

協会においては、令和 3 年には年当初に年間PR用リーフレット 236,920枚、ポスター15,150枚を作

成配布した。さらに、強調月間用として強調月間リーフレット 150,600枚、強調月間ポスター 12,170枚、「ステッカー」については、吸着タイプのステッカーを 13,720枚作成し、各会員に配布するとともに、関係団体等の協力をいただき関係者に配布した。

イ 登録検査業者による特定自主検査（以下特自検という）対象機械使用事業場に対するPR

特自検の完全実施を目標に毎年実施している。

具体的な対応としては、22支部において、強調月間PR用・年間PR用リーフレットや支部独自で作成した実施勧奨ハガキを会員の登録検査業者に配付し、登録検査業者からは、それらの資料を活用して特自検が未実施と思われる事業場へPRを行った。

ウ 地方公共団体等の工事発注部門へのPR

前年度に引き続き、39支部において地方公共団体等の工事発注機関の関係部門に資料を送り、特自検未実施機械の現場持込みの禁止と各事業者への指導を要請した。

エ 特自検に関する業務点検実施のPR

本年度も、特自検の適正実施に重点を置き、『特定自主検査業務点検表の解説』『検査業者用』を6,000部、「事業内用」を9,000部、『特定自主検査業務点検表』『検査業者用』を6,000部、「事業内用」を9,000部印刷し特自検実施事業場に配布することで特自検の適正な管理体制に関する理解を広げ、自社のそれぞれの事業場が特自検業務の実施体制、検査者、検査機器、標章、台帳、記録表等の管理について適正に行われているかどうかの業務点検を実施するよう周知・徹底に努めた。更に、36支部において会員・非会員に対して「特定自主検査業務点検表〔事業内用〕」を6,172部、〔検査業者用〕を3,580部、頒布し活用するよう呼びかけた。また、巡回指導時においても18支部が「特定自主検査業務点検表」とその解説を使用し適正な検査及び管理体制の指導に活用した。

オ 勸奨文、要請文等によるPR

協合作成のリーフレット等に独自の発想の勸奨文書等を添え事業場等に配布した支部や、産業安全

大会等で年間リーフレット、及び強調月間リーフレット等を配布した支部もあった。

カ 新聞、機関誌、会報等によるPR

物流関係業界紙3紙、及び、建設関係業界紙2紙に強調月間のPR記事を掲載し周知に努めた。

また、災防団体や関連団体の業界誌でPRした12支部及び機関誌で周知した18支部の他、ラジオCM 5支部、テレビCM 2支部などメディアを活用した支部、YouTubeでPRした支部もあった。

キ その他

携帯用アルコールスプレー8,950個を作成、配布し強調月間のPRに努めた。

また、支部独自の名刺や封筒等に貼付できるゴム印等を作成し押印後に配布した支部もあった。

② 実施効果

前年度に引き続き、地方公共団体等の公共工事発注機関に対し、関係事業場への、業務点検表による業務点検の実施等についての指導を要請したこと、会員である登録検査業者から未実施と思われる事業場にPRを行ったことなどにより、さらに、特自検の実施率の向上等の効果が現れてくるものと期待している。

2) 巡回指導

① 実施状況

強調月間を中心として、巡回指導を実施した結果は次のとおりである。

巡回指導実施状況（令和3年11月分）

区分		支部数	指導実績	1支部平均
巡回指導日数		31	延216日	7.0日
訪問社数			931社	30.0社
人員数	巡回指導員		延375名	12.1名／31支部
	担当官	10	延47名	4.7名／10支部
	その他※	5	延55名	11.0名／5支部

※その他には、他防災団体や地方自治体職員との合同巡回指導が含まれる。

② 実施効果

各支部において、支部独自の考えに基づき実施計画をたて強調月間を中心に巡回指導を実施し、特に特自検の普及促進について努力している。また、検査業者及び事業内における特自検業務の業務点検、未実施事業場に対する指導等についても十分な配慮が払われていることが窺える。

なお、行政との合同による巡回指導を実施した支部は、10支部で昨年より2支部増加した。その他、他防災団体の職員や地方自治体職員との安全パトロールも実施しており特自検の普及促進に効果を上げている。

行政との合同による巡回指導は効果的な指導が出来るが、支部単独での巡回指導に於いても、行政と他の方法での連携を図り、効果を挙げている報告がある。

また、巡回指導実施時に「記録表記入要領（抜粋版）」を使用し記録表の適正な記入の方法を指導した支部が21支部あり、「記録表記入要領（抜粋版）」を750冊頒布し適正な検査記録表の作成指導に効果があった。

3) 研修等の実施

強調月間中に特定自主検査セミナーを行った支部が12支部13回、能力向上教育を行った支部が10支部13回の実施であった。実務研修については、「検査業者業務点検コース」を行った支部が3支部での実施、「記録表作成コース」を行った支部は15支部15回の実施があり、特自検の適正な実施について効果があるものと期待している。その他、「資格取得研修」を行った支部が12支部16回の実施、「安全教育」を行った支部が9支部の実施であった。

4) 特自検実施状況調査の実施

強調月間行事の一環として、本年度も、11支部において、何らかの方法で実施状況の調査を行った。

その方法としては、「標章頒布時の調査」、「巡回指導時のチェック」、「保有機械実施調査票の郵送」等が主な方法である。アンケートによる調査によって、特自検の周知が行われたと考える。

以上

特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）の紹介

建設荷役車両安全技術協会 本部

建荷協では、記録表を正確に記入できるよう、記入方法について解説した「特定自主検査記録表の記入要領（TC-ZC-02-Q）」を発行しています。ここでは、記入要領のさらなる普及・促進を図るために作成している「抜粋版（TC-ZC-02-QEX）」を紹介します。本誌を広く活用し、よりの確な特定自主検査を心がけてください。

なお、本誌は協会ホームページよりダウンロードすることができます。

TC-ZC-02-QEX

令和2年3月Q版

特定自主検査記録表の記入要領 （抜粋版）

本誌について

特定自主検査記録表は、検査を実施したことの結果を証明する書類であり、正確に記入する必要があります。また、検査は、特定自主検査資格者が行い、機械が安全に稼働できるよう厳正な検査を行いその結果を記録表に記入しなければなりません。このため、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会では、当協会が発行する「検査記録表」の標準的な記入要領を作成し、その普及に努めています。

本誌は、記入要領のさらなる普及を目指して作成された抜粋版です。本誌が広く活用され、特定自主検査が的確に行われることを望むものであります。



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

けんきにきょう

建設荷役車両安全技術協会（建荷協）
（SACL）



本誌の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることができます。

©公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

はじめに

特定自主検査記録表は、事業者（使用者）に検査の結果として機械の状態を正確に伝える重要な手段となります。

事業者は報告を受けたときに、まず「事業者への要請等」と「補修等の措置内容」で機械の状態を知ることになります。

検査事項部は「事業者への要請等」と「補修等の措置内容」の根拠となる検査の証しです。全項目について決められた通りに検査したことを示すことが求められています。

そこで建荷協では、検査記録表への検査結果の記入についてルールを定め、その解説とともに「特定自主検査記録表の記入要領」として取りまとめました。

本書が関係者の間で広く活用され、特定自主検査が的確に行われることを望むものです。

目次

1. 表題部の記入	1
2. 検査事項部の記入	4
3. 事業者への要請等及び補修等の措置内容の記載	11
4. 記録表の管理	11
5. Q & A	12
6. 検査記録表（証明書）の種類と対象機種	13

1. 表題部の記入

(1) 注意事項

- (i) 表題部には、機械の使用者、機械のメーカー、型式、検査者の氏名、検査実施日等を記入する。
- (ii) 表題部の変更修正は行ってはならない。とりわけ検査業者においては証明書としての効力を失う恐れがあるため。
- (iii) 登録検査業者の場合は、使用者に対する提出用（証明書）と検査実施者用控とを作成する。
- (iv) 年月日は和暦、西暦どちらを使用するかを取り決め、各事業所で統一する。

(2) 記載内容

表題部の各事項に記入する記載内容は次の通りである。

記録表表題部の一例

3 年 間 保 存		エンジン式フォークリフト 特定自主検査記録表		証明書 発行日 ① 年 月 日	様式SR-LE-01-H
		建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出 の抑制を図るための指針に基づく検査共用		証明書 発行No. ②	標章 No. ③
メーカー名 ④	管理No. ⑩	使用者住所 ⑮ 氏名又は名称			
型 式 ⑤	走行距離 ⑪ km	機械管理者氏名 ⑯			
製 造 番 号 ⑥	稼働時間 ⑫ h	検査業者登録番号 ⑰			
性 能 (最大荷重) ⑦ kg	車 検 ⑬ 有効期間	検査業者又は事業者 住所・名称 ⑱ 責任者名			
検 査 実施場所 ⑧					
検 査 年月日 ⑨ 年 月 日	検査者 氏名 ⑭				

- ① 証明書発行日
責任者が証明書（記録表）に自署した年月日を記入する。検査年月日(⑨)より早い日付にならない。
また、検査業者の場合は、特定自主検査台帳の発行年月日と一致すること。
- ② 証明書発行 No.
証明書の発行者における整理番号として、特定自主検査台帳の発行番号を記入する。
事業内検査の場合は、証明書発行 No. は該当しないので「―」を記入する。
- ③ 標章 No.
検査を実施した機械に発行する検査済標章の標章番号を記入する。
- ④ メーカー名
機械の表示板（銘板）等からメーカー名（製造会社名）を調べ記入する。メーカー名は略称でもよい。
- ⑤ 型式
機械の表示板等から機械の型式記号を調べ記入する。

⑥ 製造番号

機械の表示板又は機体に打刻された製造番号を調べ記入する。

⑦ 性能

機械の表示板等から性能を調べ記入する。

フォークリフトでは最大荷重、車両系建設機械ではそれぞれの機種の主たる用途の性能（バケット容量、ブレード巾、締固め巾、コンクリート吐出力、機械質量等）、また高所作業車にあっては作業床の高さ等を記入する。

⑧ 検査実施場所

検査を実施した場所の住所を記入する。住所がわからない場合は場所が特定できる場所の名称を記入する。（例：千代田郡神田村〇〇組日本橋ダム第九現場）

⑨ 検査年月日

検査を実施した年月日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を記入する。

⑩ 管理番号

使用者側が当該機械の管理番号を定めている場合は、その番号を記入する。定めていない場合は「一」を記入する。また、道路運送車両法の適用を受けている場合は、自動車登録番号標（ナンバープレート）等を記入してもよい。

⑪ 走行距離

機械に装備された走行距離計の指示値を記入する。装備されていない場合は「一」を記入する。

⑫ 稼働時間

機械に装備されたアワメーター又はサービスマーターの指示値を記入する。装備されていない場合は「一」を記入する。故障の場合は「故障」と記入する。

⑬ 車検有効期間

道路運送車両法の適用により車検を受けた機械の車検の「有効期限の満了する日」を記入する。車検を受けてない場合は、「一」を記入する。

⑭ 検査者氏名

当該機械の検査を実施した特定自主検査の有資格者が自署する。

なお、社内の業務規程等で捺印が取り決めされている場合は、自署の上捺印が必要となる。検査業者の場合は、労働局又は厚生労働省へ届け出ている業務規程に従う。

⑮ 使用者住所氏名又は名称

機械の使用者の住所、氏名又は名称を記入する。

⑯ 機械管理者氏名

使用者が当該機械の管理者を定めている場合は、その者の氏名を記入する。定めていない場合は「一」を記入する。

⑰ 検査業者登録番号

厚生労働大臣又は都道府県労働局長から交付された検査業者登録証の番号を記入する。
事業内は「一」を記入する。

⑱ 検査業者又は事業者 住所・名称・責任者名

〔住所・名称〕 検査業者、事業内検査のいずれの場合も、事業所の住所、名称を記入する。（ゴム印等可）

〔責任者名〕 検査業者の場合は、代表者又は業務規程で指定された者が自署する。

事業内検査の場合は、代表者または機械管理者（⑯）が自署する。

なお、社内の業務規程等で捺印が取り決めされている場合は、自署の上捺印が必要となる。検査業者の場合は、労働局又は厚生労働省へ届け出ている業務規程に従う。

⑲ 移動式クレーン定期自主検査資格

移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育を実施した団体名を（交付者）欄に、また、その団体発行の修了証番号を（番号）欄に記入する。

⑳ 検査者氏名

検査者が自署する。

但し、クレーン機能付油圧ショベルの検査において特定自主検査と定期自主検査の検査者が異なる場合は連名でそれぞれが自署する。

㉑ 定期自主検査標章No.

クレーン機能付油圧ショベルの検査を実施した機械に貼付した定期自主検査標章の標章番号を記入する。

クレーン機能付記録表の連名での記入例

クレーン機能付油圧ショベル(クローラ式)				様式SR-ECC-01-F	
3 年 間 保 存		定期自主検査・特定自主検査記録表		証明書 発行日	H30年11月20日
[建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用]				証明書 発行No.	
				定自検 標章No.	(21) 150567
				特自検 標章No.	700890
メーカー名	〇〇建機(株)	管理番号	Y01	使用者住所	埼玉県川口市高砂2-21
型 式	YZ200-6	性 能	0.8m ³	氏名又は名称	(有)埼玉土建
		つり上げ荷重	2.9t	機械管理者氏名	
製造番号	100062	アワメーター	3.460h	検査業者登録番号	
検査場所	埼玉県川口市高砂2-21				
検査年月日	平成30年11月20日	移動式 クレーン 定期自主 検査資格	(交付者) (19) SACL (番号) (19) 30101234	検査業者又は事業者 住所・名称	埼玉県川口市高砂2-21 (有)埼玉土建
(20) 検査者氏名	水村太郎 (定期) 阿部真一			責任者名	水口 春夫

安全教育又は講習の修了証交付者は下記略称等で表記し修了証番号を記入すること。

- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 …… 略称 SACL 又は建荷協
- ・一般社団法人日本クレーン協会 …………… 略称 JCA
- ・公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 …… 略称 BCSA
- ・一般社団法人日本建設機械工業会 ……… 略称 CEMA 又は建機工 等

※ 検査日、証明書発行日と補修日の関係

初日	二日目	三日目	四日目
○ 検査開始	○ 検査完了 (検査年月日)		○ 証明書 発行(日)
○ 補修1 (完了日前日)	○ 補修2 (完了日当日)	○ 補修3 (完了日翌日)	○ 補修4 (証明書発行日当日)

ここでの補修は特自検によって発見された不具合を修復することをいう。予定した補修を終了した後、責任者が署名し、証明書の発行及び検査済標章の払い出しを行う。検査開始日から証明書発行日の間は、検査・補修が連続していること。

したがって上記の表のように、検査開始から、証明書発行日の間に補修が行われるので、補修日は、検査完了（検査年月日）の前も後もありえる。

証明書の発行によって特定自主検査は完了するので、その後の補修は一般修理として扱う。但し、特自検で発見した不具合について、証明書発行後に補修を行う場合は記録表に記載しないが、特自検との関係を明瞭にしておくことが望ましいことを事業主に伝える。

2. 検査事項部の記入

(1) 記入要領解説（概説）

検査事項部は、区分、No. 検査箇所等が次のような配列で表示されている。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

検査事項部の各事項の記入要領は次の通りである。

- ① 区分 機械を構成している装置の種類を示している。
- ② No. それぞれの装置を検査箇所ごとに分類し、通し番号を付けたものである。
- ③ 検査箇所 検査箇所が複数ある場合、良の検査箇所はそのままとし、不良な箇所は「○」で囲み、対象外の箇所は「―」で消す。
- ④ 検査内容 検査結果が良の場合はその検査内容の項目の左上に「レ」、不良の場合は項目を「○」で囲む。対象外の場合は「―」で消す。全項目に何れかの印（「レ」、「○」、「―」）を付ける。「・」のある項目では、「・」の前後でそれぞれ印を付ける。
時間管理等で検査を省略できる場合は、「＊」を「○」で囲み、結果は良とする。
なお「＊」以降の「・」の項目は、「＊」を○で囲み検査省略していることから以降は省略する。
- ⑤ 検査方法 良の判定を下すのに使用した検査方法の左上に「レ」を付ける。不良判定の場合は「○」で囲む。

使用しなかった検査方法はそのままとし、「一」で消さない。

表示以外の検査方法を使用したらそれを余白に記入し、「○」や「レ」を付ける。

⑥ 検査結果 良か不良かを判定し、いずれかに「レ」を付ける。

⑦ 補修内容 補修した場合は、その内容を表す記号を記入する。

補修していない場合は空欄とする。

※ 非該当検査 表示部品・装置が未装着の場合や検査が不可能な場合には、検査結果の良・不良欄（⑥）、及び補修内容欄（⑦）に「一、一、一」を記入する。③④⑤には何も記入しない。
 なお、区分全体が対象外の場合は、区分全体を左上から右下に向けた「＼」で消すことができる。

（２）記入要領解説（記入の具体例）

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エ ン ジ	1	本体	a *始動性	かかり具合、異音、 平動 回転の体動 【例6】	目視、操作、聴診	✓
			b *回転の状態	セルの作動、回転具合、アイドル回転 ($8/0 \text{ min}^{-1}$)、 無負荷最高回転 ($2,8/0 \text{ min}^{-1}$)	目視、操作、聴診、回転計	✓
			c *排気の状態	排気色、排気音、排気管、 フラスコ のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓
			d *エアクリナー	ダースのき裂・変形・破損、エレメントの汚れ・損傷、油漏れ	目視、聴診	✓
			e *締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	✓
			f *弁すき回	弁すき回(吸最大 mm・最小 mm) (排最大 mm・最小 mm)	シツネスゲージ	✓
			g *圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	【例5】 圧縮圧力計	✓
			h *噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	— — —
			i *噴霧状態	噴霧状態 良○不×	目視、ノズルテスター	— — —
			j *過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	— — —
			k *エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形・破損、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	✓
2	*潤滑装置 【例7】		油路の汚れ、油漏れ、④エレメントの汚れ・損傷 【例3】	目視	✓	✓
3	*燃料装置		燃料漏れ、ホース及びパイプの損傷・劣化 ⑤フィルターの汚れ・目詰まり	目視	✓	×

ガソリンキャブレター式エンジン

(i) 検査漏れを防ぐため、検査内容欄において該当する全項目に何らかの印を付ける。中点「・」で区切られた項目についても、前後に同様に印をつける。

【例1】「d エアクリナー」の検査内容「エレメントの汚れ・損傷」について、正常だったので中点「・」の前後に「レ」を記入した。

(ii) 「*」のついた項目は、検査指針に示された省略要件（関連機能に異常がないこと、時間管理されていること等）を満たしていれば、その検査を省略できることを表す。

省略する場合は、「*」を「○」で囲み、検査結果の「良」の欄に「レ」を記入する。

【例2】ガス漏れ、水漏れが無いので「*」を「○」で囲み、「e 締付け」の検査を省略した。

【例3】カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っていたので、「*エレメントの汚れ・損傷」の「*」を「○」で囲んで、「・」以降は省略した。

(iii) 非該当検査の記入例を示す。

【例4】No.1のh、iは、ディーゼル式の検査箇所なので、検査結果及び補修内容の欄に「一、一、一」と記入し、またjは非装着だったので「一、一、一」と記入した。

(iv) 検査内容の対象外項目は「―」で消す。

【例5】 ガソリン・キャブレッター式なので、「電子制御」を「—」で消した。

【例6】該当しない項目が連続している場合は、項目ごとに「―」で消さないで、長い線でまとめて消しても良い。

(v) 検査結果(⑥)の不良判定の根拠となった検査内容(④)と検査方法(⑤)を「○」で囲む。

【例7】「No.2潤滑装置」で、潤滑油の油量不足及び汚れを目視で確認したので、検査内容の油量、汚れ、及び検査方法の目視を「○」で囲み、検査結果の不良に「レ」を記入した。

(3) 記入要領解説 (検査箇所が複数ある場合)

検査箇所(③)が複数ある場合は、不良の対象箇所を「○」で囲む。

起動輪と下部ローラーに不具合がある場合を下図に示す。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
					良	不良	
走	8	遊動輪	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、漏洩	目視 聴診、探傷器			
	9	上部ローラー、下部ローラー	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、漏洩	スケール、目視			✓
	10	履帯	チェーン亀裂、変形、摩耗、取付、リンク・シュリンク亀裂・摩耗、ピン抜け、ピン・ブッシュ変形・劣化・摩耗	目視 スケール 探傷器			✓

(4) 記入要領解説 (電子制御燃料噴射式エンジン)

電子制御燃料噴射式エンジンの検査にあたってはP C等の各メーカーの専用工具が必要となる。

従って、エンジンの運転状態が正常で、ディスプレイにエラー表示が無ければ検査結果は「良」と判断する。異常が認められる場合は、検査結果は「不良」とし、メーカー系サービスショップでの専門の点検を依頼する。

(i) 電子制御燃料噴射式エンジンで異常がない場合の記入例

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果	補修内容	
エンジン	1 本体	a ●始動性	カミ具合、異音、予燃焼セクターの作動	目視、操作、聴診	良	不良	
		b ●回転の状態	セルの作動、駆動具合、アイドル回転 (760 min ⁻¹)、 無負荷最高回転 (2,380 min ⁻¹)	目視、操作、聴診、回転計	良	不良	
		c ●排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	良	不良	
		d ●エアリーナー	スズのき裂・変形・破損、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、聴診	良	不良	
		e ●締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	良	不良	
		f ●弁すき間	弁すき間(吸最大 mm-最小 mm) 排最大 mm-最小 mm)	シックスエージジ	良	不良	
		g ●圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	電子制御 圧縮圧力計 ノズルテスター	良	不良	
		h ●噴射圧力	噴射圧力 (MPa)		良	不良	
		i ●噴霧状態	噴霧状態 良○-不良×		目視、ノズルテスター	良	不良
		j ●過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ		目視、聴診	良	不良

ガソリン電子制御式エンジン

異常がないので、「f 弁すき間～i 噴霧状態」については、検査省略の「*」を「○」で囲み、検査結果の良に「レ」を記入する。対象外のh 噴射圧力、i 噴霧状態、及び非装着のj 過給器は、「一、一、一」を記入する。

(ii) 電子制御燃料噴射式エンジンで異常がある場合の記入例

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エンジン	1	本体	a ★始動性	かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診	✓
			b ★回転の状態	アクセルの作動、回転具合、アイドリング回転 (850 min ⁻¹)、 無負荷最高回転 (2570 min ⁻¹)	目視、操作、聴診、回転計	✓
			c ★排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓
			d ★エアクリナー	ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、聴診	✓
			e ★締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	✓
			f ★弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm) (排最大 mm・最小 mm)	シックスゲージ	— — —
			g ★圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	— — —
			h ★噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	— — —
			i ★噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×	目視、ノズルテスター	— — —
			j ★過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	✓
			k ★エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	✓

ディーゼル電子制御式エンジン

「f 弁すき間～i 噴霧状態」について、検査内容の「電子制御」を「○」で囲み異常であることを示し、検査結果及び補修欄は検査不可能の為「—、—、—」を記入する。

併せて、「事業者への要請等」の欄に、「No.1 エンジン本体が不良です。電子制御式エンジンですの
でメーカー系サービスショップで専門の点検を受けて下さい。」等、記述する。

(5) 記入要領解説（車検対象車の12カ月定期点検整備記録簿の添付）

フォークリフト、車両系建設機械、高所作業車で、道路運送車両法第四条に基づき自動車登録している車（いわゆる車検が必要な車両）は、12カ月定期点検の対象装置と特定自主検査の対象装置が重複する場合、12カ月定期点検整備記録簿（写し可）を添付することで、その装置の特定自主検査の記録として置き換えることができる。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エンジン	1	本体	a ★始動性	かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診	✓
			b ★回転の状態	アクセルの作動、回転具合、アイドリング回転 (min ⁻¹)、 無負荷最高回転 (min ⁻¹)	目視、操作、聴診、回転計	✓
			c ★排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓
			d ★エアクリナー	ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、聴診	✓
			e ★締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	✓
			f ★弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm) (排最大 mm・最小 mm)	シックスゲージ	— — —
			g ★圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	— — —
			h ★噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	— — —
			i ★噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×	目視、ノズルテスター	— — —
			j ★過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	✓
			k ★エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	✓
エンジン	2	★潤滑装置	油質、汚れ、油漏れ、★エレメントの汚れ・損傷	目視	— — —	別紙定期点検記録簿参照
	3	★燃料装置	燃料漏れ、ホース及びパイプの損傷・老化、★フィルターの汚れ・目詰まり	目視	— — —	別紙定期点検記録簿参照
	4	高圧ガス燃料装置	ガス漏れ、導管及びホースのき裂・損傷、ボンベ取付・損傷、 フィルターの汚れ、目詰まり	目視、検知器、レンチ等	— — —	別紙定期点検記録簿参照
	5	ブローバイガス還元装置	バルブの作動、配管の詰まり・損傷	目視、聴診	— — —	別紙定期点検記録簿参照
	6	★冷却装置	水量、汚れ、漏れ、ホースの損傷・老化、ラジエーターキャップの機能 ベルト（たわみ、摩耗、損傷）、ファン・カバーのき裂・変形・緩み	目視、聴診、スケール	— — —	別紙定期点検記録簿参照

フォークリフトのエンジン部分

(6) 記入要領解説 (添付書類の説明文記入の詳細)

記入スペースが少ない場合は、参照マークを付け「事業者への要請等」欄又は「補修等の措置内容」欄に説明文を記入する。

【例】コンクリートポンプ車の詳細記録表添付

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
架設装置 ポンプ車	38	サブフレーム(戻りベアリング架台)	亀裂、変形、取付ボルト及びナットの緩み・脱落	目視、探傷器、レンチ	※	1 参照
	39	ブーム受台	亀裂、変形、緩衝ゴムの損傷・脱落、取付ボルトの緩み・脱落	目視、レンチ	✓	
	40	ビーム、ビームボックス、フロート	引っ掛かり、亀裂、変形	目視、操作、探傷器	※	1 参照
	41	ロック、ロックピン	ロック作動、ピン変形、チェーン損傷	目視、操作	✓	

「※1参照は、特定自主検査詳細記録表を参照してください。」等

(7) 記入要領解説 (区分全体が該当なしの記入)

区分(①)全体が該当なしの場合は、区分全体で斜め線「\」で消すことができる。区分の中が小区分に分かれている場合は、小区分で区切り「\」で消すことができる。

左上から右下への斜線は、横書き文の書出しから書終りまでを削除する意味を持つ。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
作業用動力 (エンジン)	1	本体	a ●始動性 かり具合、異音、予熱栓 b ●回転の状態 アクセルの作動、回転具合、アイドリング回転速度 (min ⁻¹) 無負荷最高回転速度 (min ⁻¹) c ●排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ d ●エアリナー ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ、損傷、油量 e ●給付け シリンダーヘッド・マニホールドの取付 f ●弁隙間 (吸最大 mm・最小 mm) (排最大 mm・最小 mm) g ●圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) h ●噴射圧力 噴射圧力 (MPa) i ●噴霧状態 噴霧状態 良○不良× j ●過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ k ●エンジンマウント ブラケットの亀裂・変形、防振ゴムの損傷・劣化、取付	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診、回転計 目視、操作、聴診 目視、聴診 トルクレンチ シクネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診 目視、レンチ等	/	X
	2	●潤滑装置	油量、汚れ、油漏れ、●エレメントの汚れ・損傷	目視		
	3	●燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・劣化、●エレメントの汚れ・目詰まり	目視		
	4	●冷却装置	水漏れ、目詰まり、ホース損傷・劣化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト (たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等のき裂・損傷・変形・取付	目視、スケール		
	5	●電気装置	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、聴診、テスター		
	6	ブローバイガス還元装置	バルブの作動、配管の詰まり・損傷	目視、聴診		
	7					
	8	電動機本体	振動・異音、ブラシ摩耗・当たり、コンミター汚れ・摩耗、取付	目視、聴診、スケール		
	9	コンタクター	振動、損傷、摩耗	目視、操作		
	作業昇降	No.	検査箇所	検査内容		
16		ブーム (ラダー)	ゆがみ (本体、側面)、おじれ、ステップ部へこみ、側面板のうねり、おこみ、側部へこみ、パッド部のがた (摩耗)、後部き裂・損傷	目視、操作、スケール、探傷器	✓	X
17		絶縁ブーム・絶縁カバー	き裂・損傷・汚れ、取付	目視	✓	
18		ヒンジピン	連結部がた、取付	目視	✓	
19		伸縮又は開閉機構	チェーン・スプロケットの損傷・摩耗・たるみ、取付ピン損傷・抜け止め異常、リンク・ピン等のき裂・損傷、取付、差込部がた、ワイヤロープ直径減少、き裂・切れ	目視、スケール	✓	
20		送油装置 (ケーブルベア)	ケーブルの取付、損傷・摩耗・変形、作動、漏れ、電線ケーブルの損傷	目視、操作	✓	
21		リフトアーム、マスト	異音・引っ掛かり・がた、き裂・おじれ・かじり、取付、ヒンジピン損傷・取付、連結部がた	目視、操作		
22	リフトチェーン、ワイヤロープ	損傷・摩耗、取付ピン損傷・抜け止め異常、たるみ	目視			

高所作業車(トラック式)の作業用動力と作業装置

(8) 記入要領解説（検査内容欄の（ ）内に測定値を記入する場合）

（ ）内には「レ」、「○」、「一」を付けない。但し、制御弁の場合を除く。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
			良	不良	
かじ取り車輪	✓ ストッパーボルト取付、車輪と他の部分との接触 ✓ 旋回半径（左 1,920 mm・右 1,910 mm）	✓ 目視、✓ レンチ等、✓ 巻尺	✓		
自然降下量、(自然前傾量)	✓ 降下量（8 mm/15 分）(前傾量)（29 mm/15 分）	(スケール) ✓ タイマー		✓	
バッテリー	✓ 液量・✓ 電解液比重（最高 1.280 ・最低 1.260 ） ✓ 各電槽の電圧（最高 2.11 V・最低 2.08 V） ✓ 端子緩み・損傷・腐食、容器損傷・漏れ、✓ ケード・コネクタ損傷・接続	✓ 目視、✓ 触診、✓ 比重計、✓ テスター、 ✓ レンチ等	✓		
制御弁（コントロールバルブ）	✓ 作動、油漏れ、✓ 取付 (リリーフ圧) (リフト) 14.3 MPa・✓ フィルト 10.3 MPa	✓ 目視、✓ 操作、✓ レンチ等 (油圧計)		✓	A

(9) 記入要領解説（最近のフォークリフト）

(i) AC制御式フォークリフトの過電流制御装置、安全装置

AC制御式フォークリフトは、常に過電流の発生を制御し、また異常発生時はエラー表示や車両停止の機能がある。したがって、過電流制御装置や安全装置に該当する装置は無い。

・異常がない場合は、AC制御に「レ」を記入し、他の検査内容は、「一」で消す。検査結果は良に「レ」を記入する。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
			良	不良	
e 過電流制限装置	モーターの最大電流値(走行用) A 荷役用 A+ 、AC制御	電流計	✓		
f 安全装置	コンタクターの作動(アークを引き開く・開かない・閉じない)、AC制御	目視、操作	✓		

(ii) ストッパーボルトが無いフォークリフトの最小旋回半径測定

ストッパーボルトが装着されていないフォークリフトは、構造上最小旋回半径の変動はない。

・連結部に、がた及び摩耗が無ければ、良と判断し下表のとおり記入する。なお、リーチ式も同様。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
			良	不良	
かじ取り車輪	✓ ストッパーボルト取付、車輪と他の部分との接触 ✓ 旋回半径（左 _____ mm・右 _____ mm）	✓ 目視、レンチ等、巻尺	✓		

(iii) 湿式ディスクブレーキ

湿式ディスクブレーキはその構造上、分解検査は困難である。

・検査箇所に「湿式」と追加記入し、湿式ディスクブレーキであることを示す。パッドは該当なしなので「一」で消す。

・検査が困難なため、検査結果及び補修内容に「一、一、一」を記入する。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
			良	不良	
湿式 ブレーキディスク、パッド	パッドの引きずり・厚さ、ピストンの油漏れ、ディスク・キャリパーのき裂 ・損傷・摩耗、取付	目視、ノギス、レンチ等、 探傷器	—	—	—

(10) 補修内容の記入例

一般に検査の結果、異常と判断された場合は、正常な状態に復帰させるために補修等の作業が行われ、その作業を区分して表示する必要がある。

作業を区分すると次の表に示すように区分される。

記号順位の数字が小さいほど順位は高くなる。

記号順位	記号	区 分	意 味	作 業 例
1	×	交 換	検査の結果、交換した。 (部品 (アッセンブリー)、油脂類、液類の交換 作業など)	・バケットのツース、摩耗大のため交換した。 ・油圧シリンダーをアッセンブリー交換した。 ・ヘッドライトをアッセンブリー交換した。
2	⊗	分解交換	検査の結果分解して部品を交換した。	・油圧シリンダーを分解してシールを交換した。 ・ヘッドライトを分解して、バルブを交換した。
3	△	修 理	検査の結果、修理した。 (溶接、板金作業など)	・取付穴を溶接肉盛り修理した。 ・シリンダーロッドの擦り傷を修正した。
4	A	調 整	検査の結果、調整した。 (各部遊び、すき間、角度などの調整作業)	・タイヤの空気圧不足のためエアを調整した。 ・クラッチ切れ不良につきペダルの遊び調整した。
5	T	締 付	検査の結果、締付けた。 (緩んだ箇所を増し締めする作業)	・ホイールナットを増し締めた。 ・旋回ベアリング取付けボルトを増し締めた。
6	C	清 掃	検査の結果、清掃した。 (粉塵、油などによる汚れを取り除く作業)	・エアクリーナーの汚れの清掃を行った。 ・バッテリーのターミナル部の汚れの清掃を行った。
7	L	給油水	検査の結果、給油水した。 (油脂、液類を補給する作業)	・エンジンオイルが不足のため補給した。 ・バッテリー液が不足のため補給した。
8	—	該当なし	検査する当該機械に記録表の検査箇所がない場合は、検査結果欄及び補修内容欄に記入する。	

(i) 補修内容欄には、表の記号(「×」、「⊗」、「△」、「A」、「T」、「C」、「L」)を記入する。

(ii) ひとつの補修項目で作業が複数にわたる場合は、表中の記号順位に従い、その中で最も高い順位の記号を記入する。

油圧シリンダーを分解してシールを交換した。この作業には、部品交換の外にロッドの擦り傷の修正を行った。この場合補修内容欄には、「⊗」を記入し、修理した「△」は記入しない。

No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果 良 不良	補 修 内 容
27	油圧シリンダー	①動作、②油圧、③伸縮量、④打痕、⑤亀裂、 ⑥面がり、⑦擦り傷	①ブーム用 グレード用 ②ブーム用 ※オメガ用 ③(バケット) ※オメガ用 ④操作、⑤ケール、 ⑥イマー	① ② ③ ④	① ② ③ ④

(iii) 分解交換の「⊗」記号が記載されていない記録表を使用する場合は、備考欄等の余白部に分解交換の「⊗」記号を追記して使用する。

「✓」印の記号を記載する。

略した場合は*印を○で囲む。
な補修内容等の詳細説明を要する

取得した) 機械は、荷役装置又は
されるものについては、当該部分
検査項目とした。
」との共通検査項目であり、★★

分解交換 ⊗

記 号

交 換	修 理	調 整	締 付	清 掃	給 油 水	該 当 な し
×	△	A	T	C	L	—

© 2009 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

3. 事業者への要請等及び補修等の措置内容の記載

特定自主検査は、機械の状態を客観的且つ正確に把握することが必要である。検査の結果明らかになった不具合箇所は、速やかに補修等を行わなければならない。

また、検査業者においては、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第19条の20第6号において、「その他特定自主検査に関し必要な事項」を記載することと規定されている。詳細は基発第79号（S53. 2. 10）により、「検査業者が特定自主検査を行ったときに事業者に勧告した事項等」と定められている。これらには次の内容が含まれるので、「事業者への要請等」の欄に記載すること。

（１）検査の結果、不良と判定されたが補修しなかった事項。

（２）検査の結果、良と判定されたが稼働時間の経過に伴ない異常の発生が予見される事項。

「補修等の措置内容」の欄には、検査の結果、異常が認められ補修を行なった内容（不具合箇所と内容、補修を行った年月日、補修の内容）を記載すること。

4. 記録表の管理

（１）記入にあたり、修正が出来ないボールペン等（黒色が望ましい）を使用する。

（２）検査記録表の管理

（i）保存年限

検査記録表の保存年限については3年間と定められているので、的確にファイリングして保存・管理すること。（安衛則第151条の23等）

検査済標章の番号順に月ごとにファイルする等、記録表の発行漏れ防止に努めること。

（ii）正本、副本の取扱い（検査業者）

① ノーカーボン式記録表のもの

ノーカーボン式は、「正」「副」の表示がある。

1枚目が「正」で、事業者が保管する。

2枚目が「副」で、検査業者が保管する。

② 普通紙記録表のもの

前記①に準じて1枚目を「正」、2枚目を「副」として取扱うこと。

（iii）再発行の場合の取扱い（検査業者）

再発行の場合は、次の手順で処理すること。

① まず「証明書・検査標章再発行申込書」を受領する。（業務マニュアル参照）

② 申込書の機械について、検査台帳や記録表の控等により検査の事実を確認する。

③ 再発行の方法としては、次のいずれかとする。

イ. 記録表の控のコピーに、「原本と相違ない」旨の証明をする。

ロ. 記録表の控と同じものを作成する。検査者及び責任者はそれぞれ本人が署名する。

④ 検査台帳の当該摘要欄に、再発行年月日及び再発行申込No.を記載するとともに、再発行申込書は記録表と一緒にファイルする。

【 参 考 】

・建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針

1. 排出量を増加させないための燃料（軽油）の使用。
2. 排出量を増加させないための点検整備の実施。
 - ① 1年以内ごとに1回定期検査を実施すること。
 - ② 定期検査は、法第45条第2項の特定自主検査を行う有資格者及び検査業者で可。

上記により、特定自主検査記録表の〔排気ガス検査共用〕項目に、★印を付けた。（★★印は〔排ガス検査専用〕項目）特定自主検査と排気ガス定期検査の両者の記録表として、使用すること。

5. Q & A

Q	A
OEM 製品の場合、メーカー名や型式は製造会社のものを記入すべきか。	ブランド名、ブランド型式を記入しても構いません。
エンジン回転数は、モニター表示の数値を記入してもよいか。	モニター表示の数値を記入して構いません。
検査箇所項目にない装置が装着されていて、これを検査した場合、どのように記録したらよいか。	同区分のブランク欄を使用してください。ブランク欄がない場合は、「事業者への要請等」欄又は「補修等の措置内容」欄を使用し、必要事項を記入してください。
特自検実施日よりかなり前に実施した12カ月定期点検記録簿でも検査項目省略用として添付可能か。	特自検実施日から見て一年以内のものなら有効ですが、次の12カ月点検を実施することが前提です。
使用しなかった検査方法を「一」で消してもよいか。	基本ルールでは手数を省くため消さないとしていますが、「一」で消しても構いません。
ウォーターポンプのインナーキット交換「⊗」と冷却水交換「×」を実施した場合、補修内容欄に「⊗」を記入してもよいか。	作業区分記号の順位に従い「×」と記入して下さい。
検査結果が不良でも、事業者が修理を行わない場合、どうしたらよいか。	事業者への要請等の欄に「速やかに補修等の措置を行うよう」の旨を記載・説明し、検査済標章を渡し、修理を行った後、事業者が標章を貼付するよう依頼してください。
「事業者への要請等」欄は空欄でもよいか。	不具合箇所が無い場合でも、定期点検整備の重要性を説明し、継続実施の励行を促す等のコメントを記述してください。
「補修等の措置内容」欄にも補修をしなかった不良の内容を記入してよいか。	基本ルールでは、補修をしなかった不具合は「事業者への要請等」欄に記入するとしていますが、「補修等の措置内容」欄に併記しても構いません。

6. 検査記録表（証明書）の種類と対象機種

特定自主検査記録表一覧

区 分	No	機 種	様 式	摘 要
1、フォークリフト	1	エンジン式フォークリフト	SR-LE-01/02	
	2	バッテリー式フォークリフト	SR-LB-01/02	
	3	リーチ式フォークリフト	SR-LR-01/02	
2、不整地運搬車	4	不整地運搬車	SR-GR-01/02	
車両系建設機械	3-1 共通機体	5 油圧式共通機体	SR-KB-01/02	
		6 機械式共通機体	SR-KB-03/04	
		7 下部走行体（トラック）	SR-KL-01/02	
		8 ジブ、リーダー、ワイヤロープ	SR-KJ-01	
	3-2 整地・運搬・ 積込用機械	9 ブル・ドーザー トラクター・ショベル（クローラー式）	SR-GB-01/02	
		10 トラクター・ショベル（ホイール式）	SR-GL-01/02	
		11 モーター・グレーダー	SR-GG-01/02	
	3-3 掘削	12 油圧ショベル（クローラー式）	SR-EHC-01/02	
		13 油圧ショベル（ホイール式）	SR-EHW-01/02	
		14 クレーン機能付油圧ショベル（クローラー式）	SR-ECC-01/02	
		15 クラムシェル	SR-ES-01	※1・※3又は※2
	3-4 基礎工事項	16 ディーゼルバイルハンマー	SR-FHD-01	※1・※3
		17 油圧バイルハンマー	SR-FHH-01	※1・※3
		18 硬質地盤油圧式くい圧入機	SR-FB-01/02	※1・※3又は※1・※3・※4
		19 振動バイルハンマー	SR-FV-01	※1・※3又は※2
		20 アース・ドリル	SR-FD-01/02	※1・※3又は※1・※3・※4
		21 一体型せん孔機	SR-OB-01/02	
		22 分離型せん孔機	SR-OB-03/04	※1・※3
		23 アース・オーガー	SR-FA-01	※1・※3又は※1・※3・※4又は※2
		24 建柱車	SR-FP-01/02	※4
	3-5 締固め用	25 ロードローラー及びタイヤローラー	SR-RR-01/02	
		26 振動ローラー	SR-RV-01/02	
	3-6 コンクリート	27 コンクリートポンプ車	SR-CP-01/02	※4
	3-7 解体	28 ブレーカ	SR-EB-01	※2
		29 鉄骨切断機、コンクリート圧碎機	SR-ETC-01	※2
		30 解体用つかみ機	SR-ENG-01	※2
		31 特定解体用機械	SR-EL-01	※2
4、高所作業車	32	高所作業車	SR-HL-01/02	※4
	33	高所作業車（トラック式）	SR-HT-01/02	※4
5、その他	34	事業者への要請等及び補修措置	SR-ZC-03	

（注）補修措置欄が無い又は不足する場合は、様式 SR-ZC-03 等を使用する。

※1 共通機体（SR-KB-01/02又はSR-KB-03/04）とセットで使用する。

※2 油圧ショベル（SR-EHW-01/02又はSR-EHC-01/02）とセットで使用する。

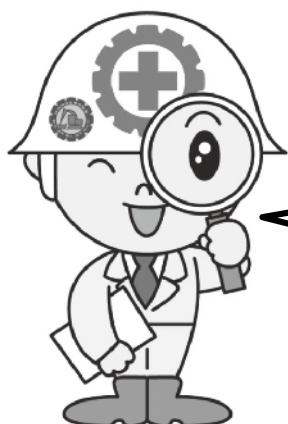
※3 ジブ、リーダー、ワイヤロープ（SR-KJ-01）とセットで使用する。

※4 車検対象車で12ヵ月定期点検を受けていない場合は下部走行体（トラック）（SR-KL-01/02）とセットで使用する。

協会PR

あなたは特定自主検査記録表を 正しく書いていますか??

実務研修 記録表作成コースのご案内



特定自主検査の結果を
検査記録表に
正しく記録します。

正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※ 特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第45条で定められています。

この検査結果は特定自主検査を実施した検査者（員）が「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい検査方法および正しい記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

関係法令 労働安全衛生法 第45条 第1項

労働安全衛生規則 第151条の23、第169条、第194条の25

開催の予定は建荷協ホームページにてご確認ください。www.sacl.or.jp

特定自主検査記録表の記入要領（製品版）（TC-ZC-02-Q）

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。（R2.4.3改訂Q版発行）

製品版では本誌に掲載されている特定自主検査記録表の記入要領に加え、記入演習課題例を多数掲載しています。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440 円（税込）	550 円（税込）



広報

特定自主検査記録表 作成支援ソフトの紹介 第4回

建設荷役車両安全技術協会 業務部

第4回は、先般実施した「特定自主検査記録表作成支援ソフト」についてのアンケート調査結果がまとまりましたので報告します。今後、この調査結果をもとにより良い支援ソフトにアップグレードしていく予定です。アンケート調査へのご協力ありがとうございました。

1. 調査概要

「特定自主検査記録表作成支援ソフト」（以下、ソフトと表記）を公開後、半年を経過し、ここで協会会員へソフトの使用状況と共に使用した効果の確認をしました。

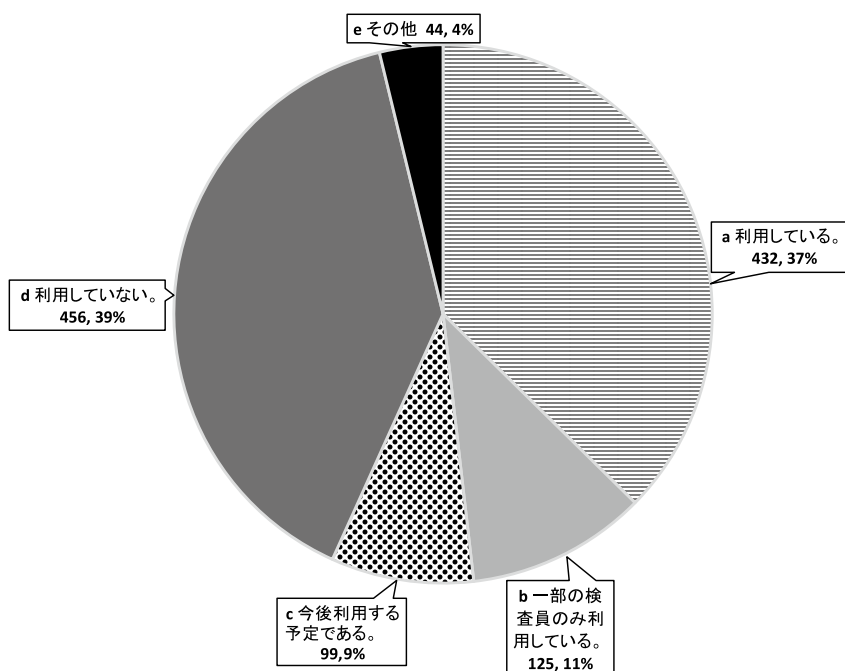
また、今後のソフト改善に向け、会員からのご意見をいただくことを目的にアン

ケート調査を実施しました。

1,178件のご回答が有り結果は以下の通りでした。

2. 調査結果

(1) 利用状況（1,156：この質問の回答数、以降同様）（グラフ1 参照）



グラフ1 特定自主検査記録表作成支援ソフトの利用状況

- 1) 既に利用されている方は全体48%で、今後利用する予定の会員を含めると、57%と半数以上の会員で利用していただける予定です。
- 2) 今後利用する予定の方は令和4年1月、4月からなど、区切りのいい時期より導入するとの回答が多くありました。
- 3) 現在ソフトを利用していない理由として、次のコメントが寄せられました。
 - 手書きの記録表残が有るので、無くなったならソフトを利用する。
 - メーカー製ソフトを使用している。
 - テスト的に使用してみた、今後検討する。

• 手書きに慣れているため使用しない。

(2) 利用した感想（効果）(1,156)（グラフ2 参照）

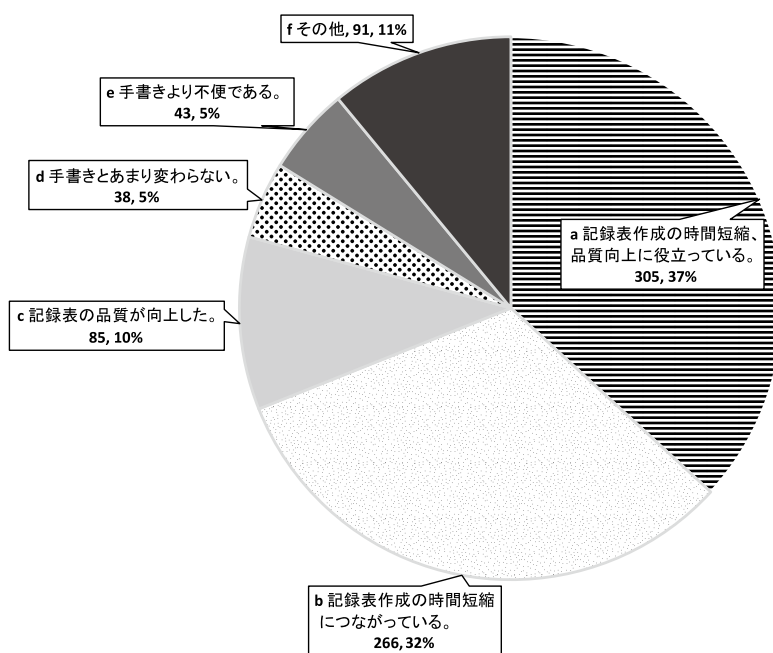
- 1) 記録表作成の時間短縮・品質向上に役立っている、またはいずれかの回答は全体の79%となりました。

一方では、手書きを継続する回答者は全体の10%でした。

- 2) その他の利用した感想として以下のものが有りました。

- 印刷文字を大きくした方がより良い。
- ソフトにまだ慣れていない。
- パソコン自体に不慣れ。

(3) 利用しない理由 (640)（グラフ3 参照）



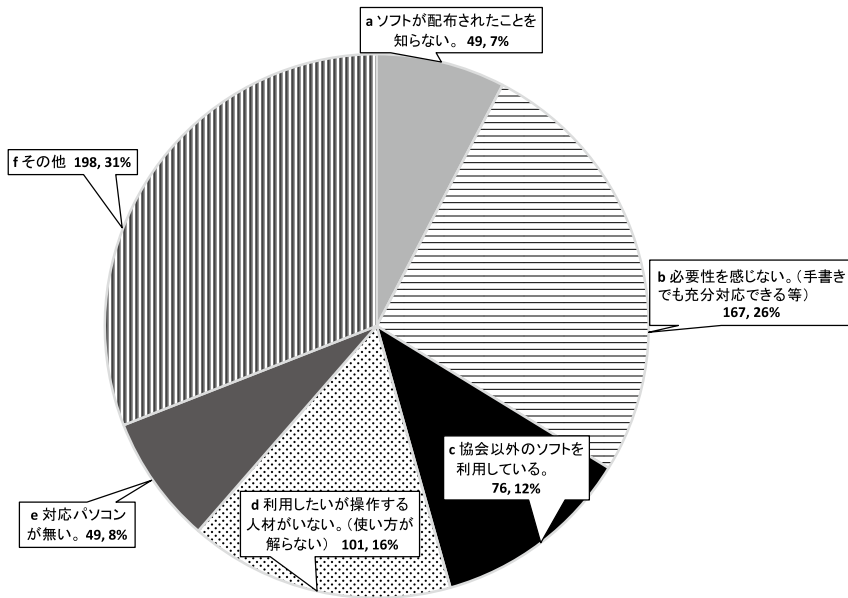
グラフ2 特自検記録表作成支援ソフトを利用した感想

(1)のソフトを利用していない方の理由は次の通りです。

- 1) 「必要性を感じていない（手書きでも充分対応できる）」方が167件で26%を占めました。全アンケート数（1,178

件）の14%となります。

- 2) 「協会以外の記録表ソフトを使用」は76件で12%でした。また、操作する人材がいない、対応するパソコンが無い等のソフトに対応が出来ない会員は



グラフ3 特自検記録表作成支援ソフトを利用しない理由

24%でした。

- 3) その他の利用しない（出来ない）理由として次のご回答をいただきました。

- ・検査員のPC不慣れ、PC台数不足。
- ・記録表が余っているの。
- ・社内セキュリティー。
- ・必要な機種が無い。 など

- (4) 現在の紙媒体の特自検記録表の提供方法について (1,138)

- 1) ソフトを利用した上で、紙媒体でも記録表が必要との回答は、41%でした。

その理由としては、開発されていない機種は紙媒体が必要、またパソコンが使用できない検査者の手書き対応であったり、また従来の通り手書きで充分などのご意見をいただきました。

- (5) 今後の改良点（自由記述、主な意見）

【a 表題部】(130)

- ・印刷時の文字の大きさが小さいので大きくしてほしい。太字・フォントの変更ができるように。右詰と左

詰・中央、全角では桁数が少ない等多数の改善要望がありました。

【b 検査項目】(68)

- ・エラー表示が解りづらい、空いているところに自由にテキストを追記したい等の個別のご意見が寄せられました。またソフトのアップデートで解消されているご指摘もありました。

【c 補修措置】(90)

- ・表題部の改善要望と同じく、印刷時のフォント変更等のご意見や、補修措置欄へ照会NO、補修箇所の文章自動記載してほしい要望がありました。
- ・その他にチェックシート欄とは別に、補修等の措置内容のページは必ず追加して出力されますが、記入事項が無い場合には印刷しないようにとのご意見も多数ありました。

【d 環境設定】(12)

- ソフトを複数台でネットワーク共有したい、検査台帳機能を検査業検査と事業内に分けて生成してほしい等個別のご要望がありました。

【e その他】(209) (以下、主な意見)

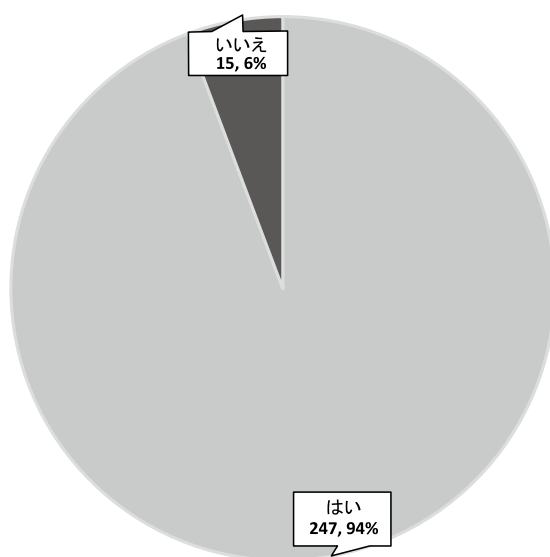
- 表題部、補修措置にも記載のあるフォント変更要望、本記録表発行後の修正を可能にしてほしい等のご意見がありました。

(6) その他ソフトへのご意見 (257)

- 重複していますが、フォントの変更や未開発機種の記録表追加のご意見が多数ありました。

(7) ホームページでのアップデートについて (262) (グラフ 4 参照)

- 協会ホームページでアップデートをしていることは、全体の94%の会員がご存じでしたが、残りのソフト使用者に対し、いかにお伝えしていくかが課題となります。



グラフ 4 アップデートの既知

3. 今後について

今回のアンケート調査結果や寄せられた意見をもとに開発の可否を含めて個々に検討し、より良いソフトにアップデートしていく所存です。

アップデートは都度、アップデートファイ

ルを協会ホームページよりダウンロードしていただき、最新バージョンのソフトを使用していただくようお願いします。(次ページ参照)

回答者の皆様、アンケート調査にご協力いただき、改めて御礼申し上げます。

「特定自主検査記録表作成支援ソフト」をご利用される
建荷協会のご担当者さまへ

「特定自主検査記録表作成支援ソフト」アップデートのお願い

特定自主検査記録表作成支援ソフトをご利用いただきありがとうございます。

この度本ソフトについて、最新のアップデートファイルを公開しました。アップデートを適用いただきますよう、お願い申し上げます。本ソフトは機能向上、不具合修正等で更新され、最新のアップデートを適用いただくことにより、より安定してご使用いただくことができます。

1. アップデートの前に

お使いのPCについて使用の権限、ネットワーク上の権限、セキュリティの制限等が設けられている場合、アップデートが行えない場合があります。その場合は先ず、御社にてPCを管理するご担当者様へご相談ください。

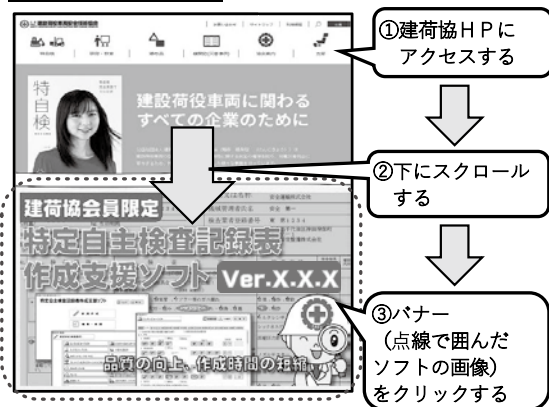
2. アップデートファイルのダウンロード（下記 X.X.X はソフトのバージョンにより異なります。）

アップデートファイルは建荷協のホームページより入手いただけます。

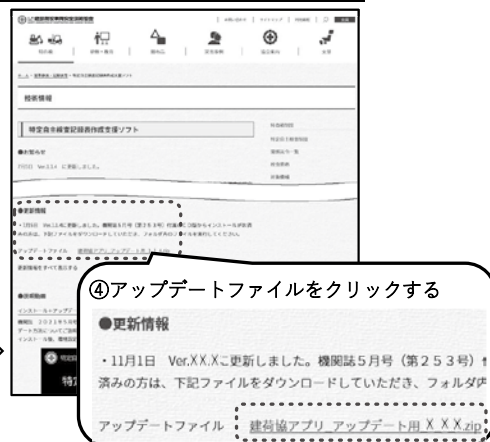
- ① 建荷協HPにアクセスします。（アドレス www.sacl.or.jp を入力するか、「建荷協」で検索）
- ② 建荷協HPのトップページが表示されたら下にスクロールします。
- ③ 支援ソフトのバナー（支援ソフトの画像）をクリックします。
- ④ 支援ソフトのページが表示されたら、下にスクロールし、「●更新情報」にある

「アップデートファイル 建荷協アプリ_アップデート用_X.X.X.zip」をクリックし、ダウンロードします。

建荷協HPトップページ

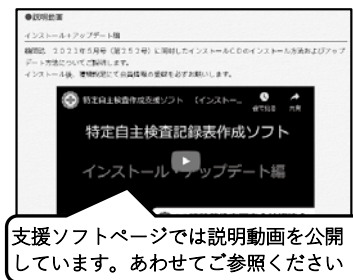


特定自主検査記録表作成支援ソフトページ



3. アップデート

- ① ダウンロードした「建荷協アプリ_アップデート用_X.X.X.zip」は圧縮フォルダとなっています。右クリックをして「すべて展開」を選び展開をしてください。指示に従い展開をするとフォルダ「建荷協アプリ_アップデート用_X.X.X」が生成されます。
- ② 展開したフォルダ「建荷協アプリ_アップデート用_X.X.X」を開き「kennikyo_X.X.X」をクリックしてください。アップデートが開始されます。画面の指示に従いアップデートを行ってください。
- ③ アップデート後、アップデートファイルは、不要ですので、削除してください。



広報

特自検Q&A

第13回

建設荷役車両安全技術協会 本部

皆様から建荷協にお寄せいただいた「特定自主検査業務に関わる質問」の中より、重要なもの、繰り返しいただいたもの等をQ&Aの形で紹介しています。
より適正な検査の実施および信頼される特自検管理業務の参考にしていただければ幸いです。

1. 研修受講資格の経験年数について

Q1：フォークリフトの検査業者です。

昨年4月、新入社員として採用したメカニックが自動車整備士技能検定（2級ガソリン整備士）に令和3年6月11日に合格しています。

貴協会HPの特定自主検査研修予定には、令和4年6月15日からの研修がありますが、現在5月なので経験年数が1年未満です。

受講可能でしょうか。

A1：フォークリフトの特定自主検査に係る資格者として、下記告示の第4条第四号においては、記載された技能検定に合格した者で、一定の業務に1年以上従事した経験を有し、かつ、当協会が実施する研修を修了したものが掲げられています。

当協会においては、研修初日において、1年以上の経験があれば、受講資格が満たされるとの規定を設けておりますので、お尋ねの研修については、受講可能となります。

なお、事業主による業務の従事経験に関する証明書の記載方法、申込書の記入事項に、注意が必要となりますので、事前に受講される支部にご相談いただくようお願いいたします。

告示 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の22第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び同令第19条の24の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検査業者検査員研修の内容及び時間

(改正 平23.3.31 厚生労働省告示第104号)

(フォークリフトに係る厚生労働大臣が定める者)

第4条 登録省令第19条の22第2項第2号の厚生労働大臣が定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 旧訓練法第8条・・・
(省略)

四 自動車整備士技能検定規則(昭

和26年運輸省令第71号) 第2条に掲げる
1級4輪自動車整備士、2級ガソリン整備士又は2級ディーゼル自動車整備士の技能検定に合格した者で、フォークリフトの点検又は整備の業務に1年以上従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの

2. 能力向上教育について

Q2：特定自主検査（車両系建設機械・整地等）の検査業検査員です。

能力向上教育は、5年経過したら受けなくてはならないのでしょうか？



A2：能力向上教育については、下記に示すように法令で定められています。

当協会では、各メーカーさんのご協力をいただき、新機構の解説及び検査方法等や新機構に合わせた記録表の記入方法などを学んでいただけるよう、能力向上教育を実施しています。この教育は法令を満足するものであり、受講されることをお勧めいたします。

安衛法（安全管理者等に対する教育等）
第19条の2

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

（以下省略）

通達 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特定自主検査能力向上教育実施要領

（平6.10.5 基発第620号）

1. 目的

近年、車両系建設機械は、メカトロ化、多機能化、大型化がなされ、その技術的進展は著しいものがある。

これに伴い、車両系建設機械の特定自主検査に従事する者は、これらの技術的進展に対応するため従来にもまして検査等について高度な知識と技術が要求されている。

このため、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特定自主検査の業務に従事する者に対し能力向上教育を実施することにより、最近の技術の進展に対応した知識等を付与し、もつて労働者の安全の一層の確保を図ることとする。

2. 対象者

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特定自主検査の業務に従事しておおむね5年以上経過し

た者とする事。

3. (以下省略)

同様に他機種は以下のとおり

○フォークリフト (平6.9.29基発第600号)

○車両系建設機械 (基礎工事用)
(平5.7.23基発第480号)

○車両系建設機械 (コンクリート打設用)

○車両系建設機械 (解体用)

○高所作業車

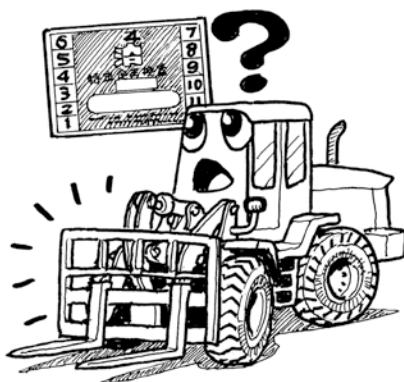
○不整地運搬車

(平11.9.14基発第547号)

3. トラクタ・ショベルをフォーク仕様に 変更した建設機械について

Q3 : 今までバケットを装着して車両系建設機械としてトラクタ・ショベルを使用していましたが、荷物を運ぶためにフォーク仕様に変更しました。

この場合、今まで通り特自検をしないてはいけませんか。



A3 : 現状のフォーク仕様においては、車両系荷役運搬機械になり、これまでの車両系建設機械ではなく、フォークローダーとしての定期自主検査が必要となります。

しかし、バケットを保有し、状況に応じて付け替えする場合には、本来の車両系建設機械としての特定自主検査が必要となりますのでご注意ください。

なお、当協会の発行する「特定自主検査対象機械の概要」(SC-ZC-01-E)が今年4月に改訂されています。

改訂の内容は、新機種の追加やJIS規格(2017)に対応した名称等の見直し、画像等の入れ替えなど、今まで以上に見やすく構成されており、今回のお尋ねのフォークローダーの説明も、掲載されていますので、参考にさせていただけたら幸いです。

註 : 回答中の枠囲みは

法令 を示します。

特自検に係るご質問をお待ちしています。
質問が採用された方には、薄謝を進呈します。
質問は以下の方法でお寄せ下さい。

- メールにて (E-mail : koho@sac1.or.jp)
- FAXにて (FAX : 03-3221-3665)

生産性と安全性の向上を目指した 締固め機械の特徴紹介

後藤 春樹*

1. はじめに

現在、建設業界はインフラの整備・維持や災害復旧等、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担っているにも関わらず、熟練労働者の減少による人手不足が深刻化している。このような状況下、建設現場の更なる生産性と安全性の向上を実現する為、ICT導入による現場の見える化や、建設現場のIoT化による新たな顧客サービスの提供が必要になってきている。

そこで、本記事では、特に締固め機械に特化して、締固め品質と安全性および生産性の向上への取り組みと各々のICT機器の特徴を紹介する。その取り組みの代表的な製品として、転圧管理システム、緊急ブレーキシテムおよび自律走行式ローラを取り上げた。

転圧管理システムは、締固め度の指標となるCCV（ローラ加速度応答法）を標準搭載することでより高い品質管理を実現し、締固め品質向上を目指したICT機器である。

また、緊急ブレーキシテムは、転圧路面上に生じる水蒸気や土埃をできる限り対象物とみなさない独自技術により、緊急ブレーキが必要以上に作動することなく転圧作業をすることができると共に、ロールをロックさせずに停止することで舗装面への品質にも配慮する等、安全性と施工性の両立を実現させている。

更に、自律走行式ローラに関しては、無人走行が可能となる未来のローラ思想を取り入れた締固め機械である。

これらのICT機器は、締固めにこだわっ

た、より専門的で、より使い勝手の良い製品であり、将来はAIの活用を視野に入れ、新たな付加価値の創造をお客様へ提案する事を目指している。

2. 転圧管理システム

1) 概要

図1に本転圧管理システムの概要図を示す。本転圧管理システムは、GNSS（全球測位衛星システム）およびクラウドネットワークサービスを使用した締固め管理装置である。

国土交通省の管理要領に基づく転圧回数管理や走行軌跡管理、層別転圧管理を行うだけでなく、締固め度の指標である加速度応答法を用いたCCV（Compaction Control Value）による締固め管理機能を標準装備し、より高い品質管理と生産性向上を実現している。

CCVは、室内試験や試験施工で得られる密度とのデータ相関結果に基づき、CCVという管理基準を設ける事が可能となってい

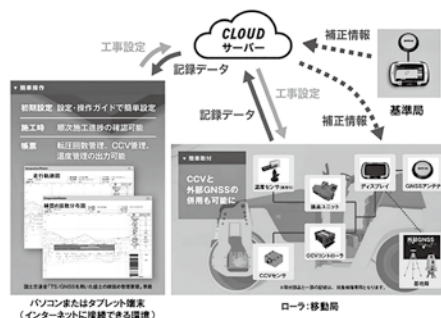


図1 転圧管理システムの概要図

* 酒井重工業株式会社 次世代事業開発部 部長代理

る。この他、別途アスファルト舗装用温度センサを接続することで、表面温度の管理も可能であり、土工工事から舗装工事までの締固め施工管理が可能となっている。

また、初期設定項目の簡素化と分かり易い画面構成となっているため、締固め作業従事者であれば、簡単に理解して操作が可能である。各種設定項目も、例えば使用締固め機械の機種名を選択することで、GNSSアンテナ位置が自動設定される等の仕組みを採用している。

これらはクラウドネットサービスの利点を生かして、施工現場の各種データを離れた現場事務所、管理事務所でも確認することが出来、効率の良い施工および進捗管理を可能としている。

2) 転圧管理システムの使用実績

ここでは、締固め度の代替指標となり得るCCVの適用性を、過去の報告例をまとめながら改めて紹介する。

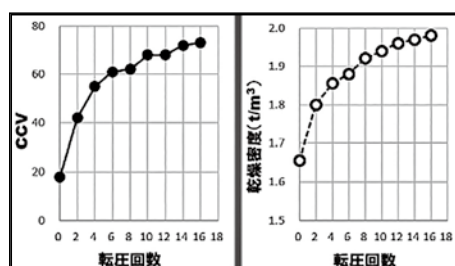
(1) 道路路床試験でのCCVの有効性判定

道路路床の品質管理手法として、CCV管理手法を確立する為に実施した試験¹⁾について紹介する。

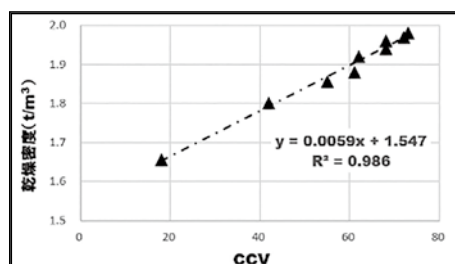
表1に道路路床試験の土質条件と締固め機械の概略仕様を、図2に転圧回数、CCVおよび乾燥密度の関係を示す。この試験では、CCVは転圧回数の増加に伴い地盤の締固め効果を良好に評価できた事が証明された。

表1 道路路床試験の土質条件等

地盤材料の 工学的分類	分類	—	G-S
	土粒子密度	t/m ³	2.644
	最大粒径	mm	75.0
	均等係数	—	16.7
	最大乾燥密度	t/m ³	1.902(E-b法)
	最適含水比	%	12.0
	施工時平均含水比	%	8.3
	振動ローラの 概略仕様	—	SV510DV
振動ローラの 概略仕様	総質量	kg	11,400
	起振力	kN	226
	振動数	Hz	30.0



(a) 転圧回数との関係



(b) CCVの有効性判定

図2 道路路床でのCCVの有効性判定

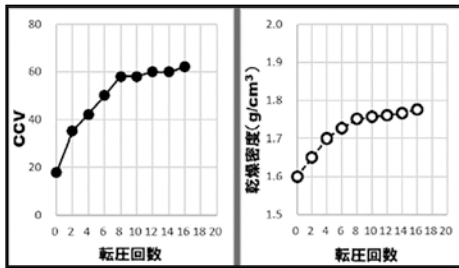
(2) 粗粒材料試験でのCCVの有効性判定

大規模土工現場での施工合理化の効果を得る為に、盛土締固め施工において粗粒材料でのCCVの有効性を確認した試験²⁾について紹介する。

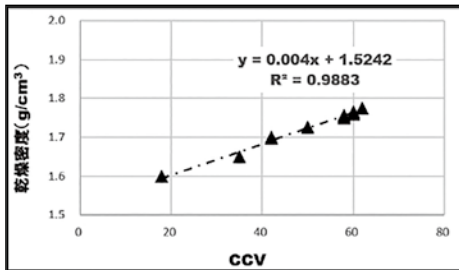
表2に粗粒材料試験の土質条件と締固め機械の概略仕様を、図3に転圧回数、CCVおよび乾燥密度の関係を示す。この試験では、CCVは乾燥密度やRI密度の代替指標として盛土の品質を評価する一つの指標となり得る事が証明された。

表2 粗粒材料試験の土質条件等

地盤材料の 工学的分類	分類	—	細粒分砂選じり確
	土粒子密度	g/cm ³	2.616
	最大粒径	mm	75.0
	確分37.5mm残留率	%	32.5
	確分2.0mm残留率	%	84.2
	粘土分75μmフルイ通過分	%	6.5
	最適含水比	%	13.7
	最大乾燥密度	g/cm ³	1.839(B-c法)
振動ローラの 概略仕様	型式	—	SV160DV
	総質量	kg	17,800
	起振力	kN	343
	振動数	Hz	28.3



(a) 転圧回数との関係



(b) CCVの有効性判定

図3 道路路床でのCCVの有効性判定

(3) 路盤材料試験でのCCVの有効性判定

舗装工事の施工の効率化、コスト低減および品質向上を目指して、路盤工事におけるCCVの有効性とプルーフローリングの代替ツールとしての適用性を確認した試験³⁾について紹介する。

表3に路盤材料試験の土質条件と締固め機械の概略仕様を、図4にCCVと地盤反力係数の関係を示す。この試験では、CCVはハンディーFWDを用いた地盤反力係数と高い相関が得られただけでなく、締固め不足等による不良個所の特定を行う事ができ、プルーフローリングの代替ツールとしての適用性が証明された。

表3 路盤材料試験の土質条件等

地盤材料の工学的分類	分類	—	路盤材料
	下層路盤材料名称	—	再生クラッシャーラン
	下層路盤分類	—	RC40
	下層路盤層出厚	cm	20
	上層路盤材料名称	—	再生粒調碎石
	上層路盤分類	—	RM40
振動ローラの概略仕様	上層路盤層出厚	cm	20
	型式	—	TW502
	総質量	kg	3,540
	起振力	kN	34.3
	振動数	Hz	55.0

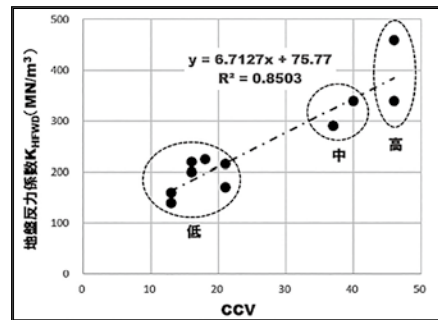


図4 路盤材料でのCCVの有効性判定

(4) 盛りこぼし橋台における路床材料でのCCVの有効性判定

高速道路での橋梁構造物の縮小化の為に、高盛土部の縁部に盛りこぼし橋台が採用されている。この盛りこぼし橋台では、良質な路床材料を用いる事が一般的であり、品質向上の一環としてCCVによる現場管理手法への適用性を確認した試験⁴⁾について紹介する。

表4に路床材料試験の土質条件と締固め機械の概略仕様を、図5にCCVと

表4 路床材料試験の土質条件等

地盤材料の工学的分類	名称	—	C-40	砂質土
	分類	—	細粒分選じり砂質礫	中選じり細粒分質砂
	土粒子密度	g/cm³	2.720	2.680
	自然含水比	%	2.4	2.6
	最大粒径	mm	37.5	9.5
	礫分	%	59.8	7.5
	砂分	%	30.0	55.9
	細粒分	%	10.2	36.6
	最大乾燥密度	g/cm³	2.296(E-b法)	2.060(E-b法)
	最適含水比	%	5.6	8.7
振動ローラの概略仕様	名称	—	10T振動ローラ	4T振動ローラ
	型式	—	SV612D-1	TW502S-1
	運転質量	kg	11,950	3,540
	締固め幅	mm	2,130	1,300
	起振力低/高	kN	181/260	25.5/34.3
	振動数低/高	Hz	33.0/26.0	55.0/55.0

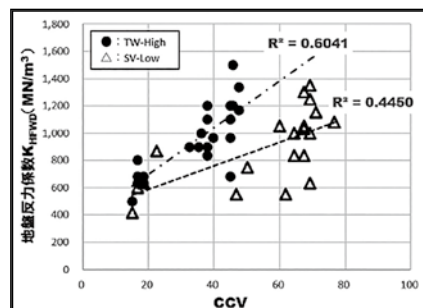


図5 路床材料でのCCVの有効性判定

地盤反力係数の関係を示す。この試験では、CCVがハンディーFWDを用いた地盤反力係数と高い相関が得られた事でその適用性が証明された。

(5) CCVの適用性試験結果のまとめ

上記の結果より、CCVは路床、盛土、路盤等の各種材料への転圧指標として、十分に適用性があることが証明された。

また、CCV管理が従来のプルーフローリングの代替として適用可能な事、下層の剛性と振動エネルギーの影響により、CCVの評価深さが約70cmに達することもある事なども同時に明らかにした。但し、加速度応答法特有の注意点として、高含水比の粘性土等、十分な地盤反力が得られない土質では適応が難しい点に留意されたい。

なお、直近の動向として、国土交通省はICT導入協議会にてICT路盤工に関し、令和2年度にICT施工基準を整備し、令和4年度の本格導入を目指している。ICT路盤工は、振動ローラに加速度計を取付け、加速度応答によって品質管理を行う手法で、砂置換法による密度管理の計測作業と分析時間を大幅に短縮と点管理から面管理に移行する事による施工品質の向上と併せて、路盤工の生産性向上に寄与する狙いである。

この他、アスファルト舗装工事用に赤外線式温度計を利用した品質管理手法も提案されている事を付記する⁵⁾。

3. 緊急ブレーキ装置の概要

後進用緊急ブレーキ装置付きのタイヤローラ、マカダムローラおよびコンバインドローラは、トリプルセーフティー（対象物を検知した際に、運転席ディスプレイへ

のカメラ映像による可視化と警報、音声と警告音で運転者と周囲作業員への注意喚起および緊急ブレーキの作動）の設計思想で運転者の“うっかり・まさか”等のヒューマンエラー防止を補助している。

図6にマカダムローラに設置された緊急ブレーキシステムの概念図を示す（コンバインドローラは広い視野で目視確認が可能とな為、バックカメラは搭載していない）。

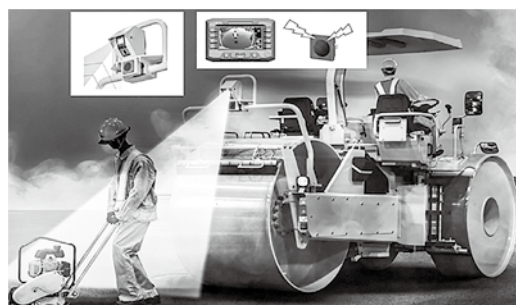


図6 緊急ブレーキ装置の概念図

物体を検知した際には、車両の速度が遅い場合には遠くの位置から、車両の速度が遅い場合には近い位置から緊急ブレーキを作動させることで、緊急ブレーキが必要以上に作動せず、また、ロールをロックさせずに停止させることで、舗装面への品質、すなわち、施工性と安全性の両立を図っている。

その他に、検知幅を転圧幅に合わせることで、壁際転圧作業等においても、必要以上に緊急ブレーキが作動することを防ぎ、安全を確保しながら連続した施工作業を可能にしている。また、ストックヤードでの駐車やトレーラ積込時には、手動で緊急ブレーキを解除でき、使い勝手の良い設計となっている。

4. 自律走行式ローラの概要

図7に自律走行式ローラの運転状況を示す。

自律走行式ローラに関しては、未だ開発段階ではあるが、運転精度の高い直進性と滑らかなステアリング制御を追求し、運転者の技量に依らない均一な転圧を実現すると共に、転圧管理システムや緊急ブレーキ装置も含めて締固め品質、安全性および生産性の向上を目指した自動走行が可能な締固め機械である。



図7 自律走行式ローラの運転状況

5. おわりに

本報文では、締固め機械に特化したICT機能（製品）を、転圧管理システム、緊急ブレーキシステム、自律走行式ローラの順に紹介してきた。特に施工品質の向上を目指した転圧管理システムやCCVを用いた管理手法を重点的に解説し、十分な適用性が得られていることを改めて証明した。

国土交通省の動向は前述したが、路盤工に関し、令和4年から導入を目指していくという指針が出ており、加速度応答（CCV等）を用いて品質管理する手法で、砂置換

法による密度管理の計測作業と分析時間を大幅に短縮と点管理から面管理に移行する事による施工品質の向上と併せて、路盤工の生産性向上を目指す事になる。

今後益々、舗装工事での品質基準にCCVを適用する事案が増加するので、舗装工事現場での適用性に関して、報文化を実施する予定である。また、同時に、更なる施工品質や安全性、生産性の向上を目指した新たな締固め機械も開発していく所存である。

参考文献

- 1) 藤岡・内山他：ローラ加速度応答法を用いた道路路床の品質管理に関する研究（その1、その2）：第39回地盤工学研究発表会（2004年7月）
- 2) 横田・内山他：振動ローラの加速度を利用した締固め管理の検討－大規模土工における情報化施工に関する研究－：第37回地盤工学研究発表会（2002年7月）
- 3) 上野・小薬他：情報化施工における転圧管理システムCISの適用事例について：建設機械シンポジウム（2009年11月）
- 4) 中村・内山他：粗粒材料を対象としたローラ加速度応答法の大型土槽試験（その1、その2）：土木学会第68回年次学術講演会（2013年9月）
- 5) ICT施工の対象工種の拡大に向けた取組（資料-2）：
国土交通省ホームページ資料

イラスト災害事例

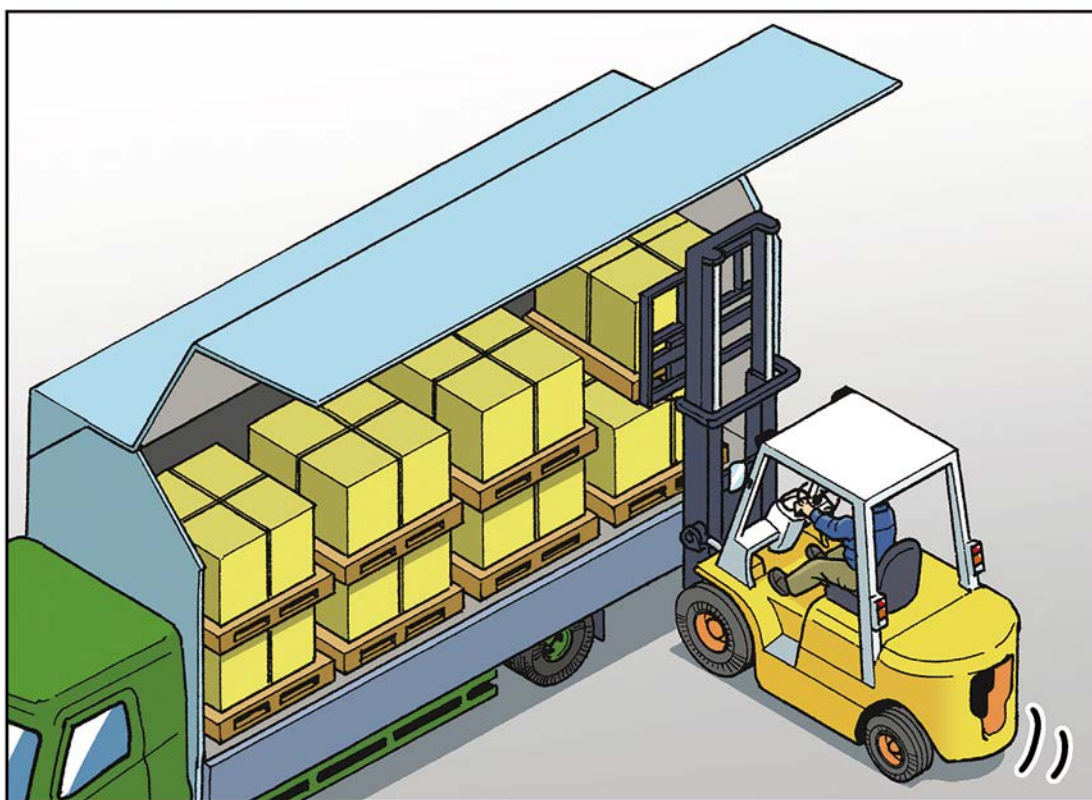
車両系荷役運搬機械および車両系建設機械・高所作業車（特自検対象機械）の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様でご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

1. 車両系荷役運搬機械の災害事例

【分類】 起 因 物：フォークリフト 事故の型：転倒

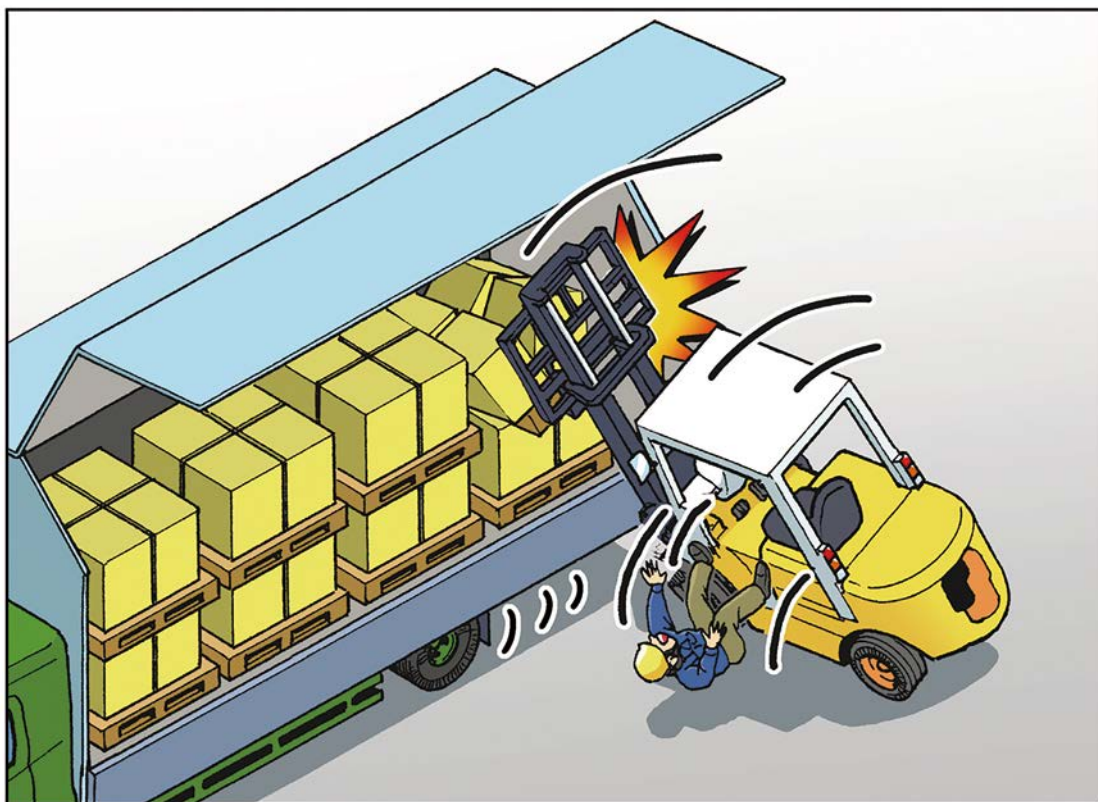
1-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

フォークリフトで、製品が積載されたパレット（約600kg）をトラック（ウイング車）荷台の左側後方に積み込んでいました。



1-2 どうすれば防げるでしょうか…（こんな災害が発生しました）

突然、トラックが前進を始めたため、荷台後部（リヤドア部）と接触したフォークリフトが横転し、投げ出された運転者がフォークリフトの下敷きになりました。



【災害発生防止のポイント】

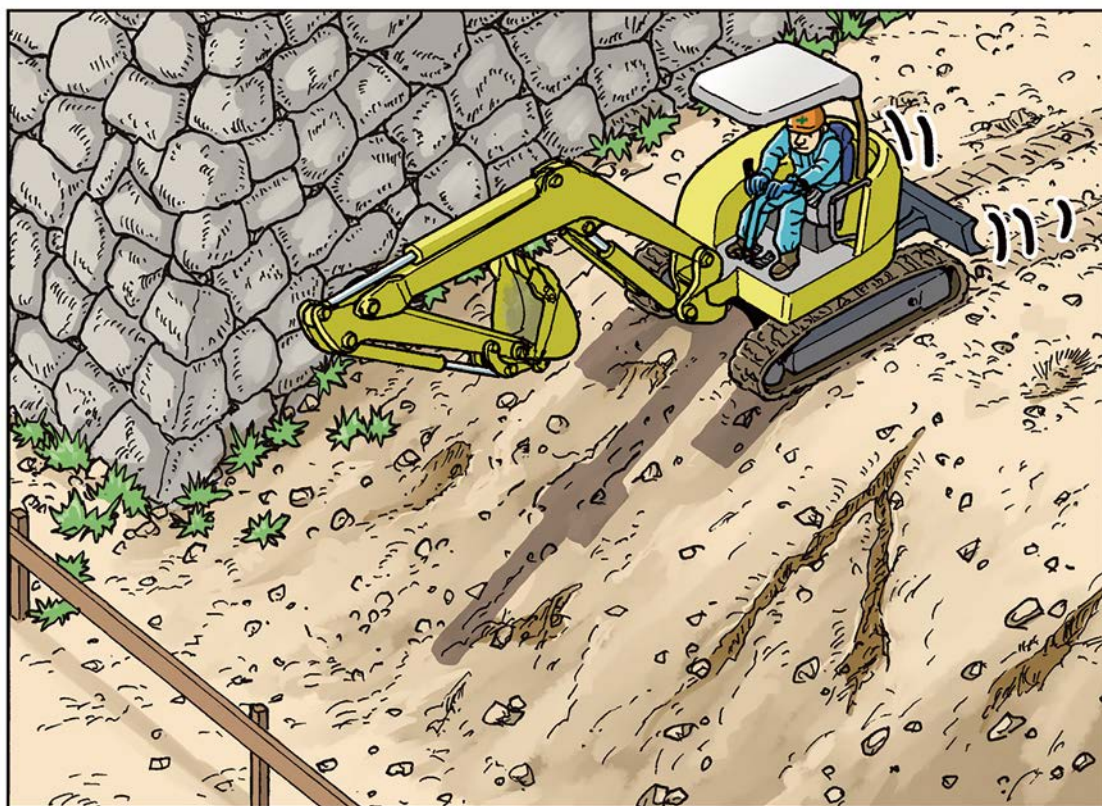
- 車両系荷役運搬機械等（フォークリフト等）を用いる場合、作業実施計画を作成し、作業指揮者を定めて作業を実施する。また、他職との連絡調整を行い、関係労働者に周知させること。
- 荷役作業中は、トラックのエンジンを停止し、サイドブレーキをかけ、車輪に車止め（逸走防止用）措置を施す。
- トラック運転手は、フォークリフトがトラックから離れたことを最終確認し、出発する。
- フォークリフト運転手は、シートベルト、保護帽（ヘルメット）を必ず着用すること。

2. 車両系建設機械等の災害事例

【分類】 起 因 物：掘削用機械 事故の型：転倒

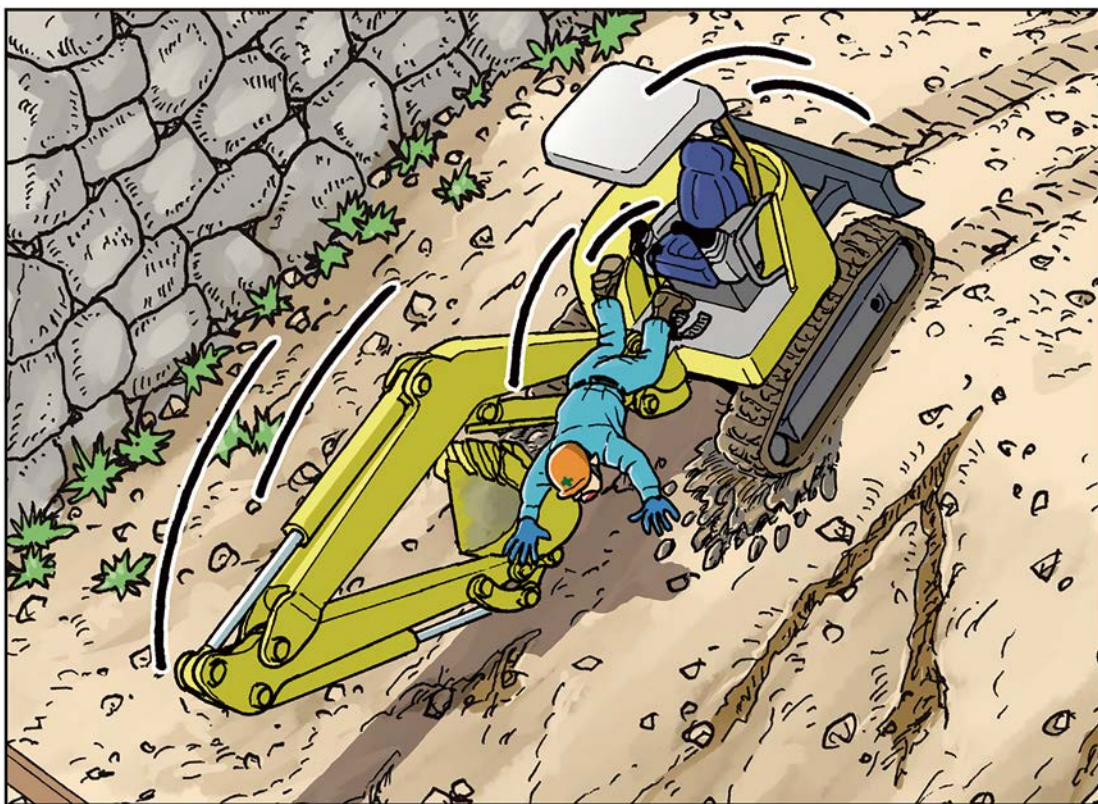
2-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

造成工事現場において、基礎工事に係る掘削を行うため、ドラグショベルで、傾斜角約30度の地山スロープを下ろうとしていました。



2-2 どうすれば防げるでしょうか…（こんな災害が発生しました）

ドラグショベルがバランスを崩し前方へ転倒、その際運転席から投げ出された運転者が、ドラグショベルのアームと地山の間に頭部を挟まれました。



【災害発生防止のポイント】

- 登坂能力を確認し、機械能力を超える斜面を走行しないこと。
- 斜面はできるだけ直角方向に走ること。また急激な方向転換を避け、転倒を防ぐためバケットは高く上げないこと。
- 運転手はシートベルト、保護帽（ヘルメット）を必ず着用すること。

製品紹介

製品名	土工用振動ローラ「ZC120S-6」	日立建機株式会社
発売年月	令和4年6月	

■概要

日立建機株式会社は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」2014年基準に適合した土工用振動ローラ ZC120S-6（以下、本製品）を、日本国内向けに2022年6月より発売します。

本製品は、日立建機の連結子会社である株式会社日立建機カミーノが、日立建機グループとして初めて開発した土工用振動ローラで、2021年4月より日本国内でレンタルを開始しました。レンタルでご利用のお客さまから、操作性や機械周辺の視認性の良さ、日常メンテナンスのしやすさなどで高い評価をいただいたため、一般販売を開始することになりました。道路や舗装の土台となる路床の締固めの他、ダムや空港、港湾、宅地造成などの大規模なインフラ整備や、減災・防災に向けた国土強靱化の取り組みでの活用が期待されます。

■主な特長

1. 運転席から機械周辺の視認性を確保し、安全性・作業性向上に寄与
安全性および作業性を向上させるため、運転席の窓を大きく、車体後方のエンジンカバーは傾斜をつけた造形として、オペレータが運転席から機械周辺を幅広く見渡せるようにしています。直接の視認が難しい車体後方や後端の下部は、運転席内のモニターで確認することが可能です。

2. 注意喚起・操作ガイダンスなどのモニター表示機能で、安全性の向上に寄与
運転席内のモニターに、駐車ブレーキ解除のし忘れやニュートラルスタートといった注意喚起、排出ガス後処理装置の再生手順などの操作ガイダンスを表示することで、安全性の向上に寄与します。また、お客さまに適正なタイミングでのメンテナンスを実



操作ガイダンス例：駐車ブレーキ解除をし忘れの際の操作手順（左）、排出ガス後処理装置の再生手順（右）



施していただくために、エンジンオイルや作動油などの次回メンテナンスまでの時間も表示します。

3. 日常的なメンテナンスを地上から可能に

燃料給油口、エンジンオイルレベルゲージ、エアクリーナーなどを車体の低い位置にレイアウトしました。エンジンカバーを開けるだけで、地上から日常的にメンテナンスを行うことが可能です。また、「自動逆転クーリングファン」により、ラジエーターに付着したほりを定期的に飛散することで、エアブローによるラジエーターの清掃頻度を低減しています。



土工用振動ローラ「ZC120S-6」

■問合せ先

日立建機株式会社 ブランド・コミュニケーション本部
広報・IR部 広報グループ
〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号
電話：03-5826-8152

■主な仕様

	項目	ZC120S-6
質量	運転質量	kg 12,400
	前軸質量	kg 6,400
	後軸質量	kg 6,000
	静線圧（前輪）	N/cm (kgf/cm) 294 (30.0)
	動線圧（Lo/Hi）（前輪）	N/cm (kgf/cm) 1,024/1,699 (104.5/173.4)
振動装置	振動数（Lo/Hi） ^{*1}	Hz (vpm) 30.5/30.5 (1,830/1,830)
	起振力（Lo/Hi） ^{*1}	kN (kgf) 156/300 (15,900/30,600)
	振幅（Lo/Hi） ^{*2}	mm 1.06/1.95
	走行速度	km/h 11
性能	登坂能力 ^{*2}	% (度) 55 (28.8)
	最小回転半径	m 5.8
	締固め幅	mm 2,135
	メーカー	カミンズ
エンジン	型式	QSB4.5
	最大出力 （グロス：JIS B8004：2005）	kW/min ⁻¹ (PS/rpm) 108/2,000 (146/2,000)
	最大出力 （ネット：JIS D0006-1：2010）	kW/min ⁻¹ (PS/rpm) 102/2,000 (138/2,000)
	総行程容積（総排気量）	L (cc) 4.46 (4,460)

*1：理論値

*2：理論値。地盤によって変化することがあります。

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製 品 名	新型エンジン式フォークリフト「ERSIS(エルシス)」	三菱ロジスネクスト株式会社
発売年月	令和4年3月	

■概要

三菱ロジスネクスト株式会社は、新型エンジン式フォークリフト「ERSIS(エルシス)」(0.9～3.5トン積)を2022年3月23日(水)から、全国の三菱ロジスネクスト販売店を通じて販売を開始しました。

ERSISは、三菱ロジスネクスト発足後2019年11月に発売したバッテリー式フォークリフト「ALESIS(アレシス)」に続く、新型小型エンジン式フォークリフトです。自社グループ製各種エンジンを搭載し、最新の排出ガス基準に適合した優れた環境性能と経済性を考慮した低燃費の両立を実現しています。また、スムーズな走行と加速、トップクラスのマスト上昇速度やパワフルな登坂能力などオペレーターにとって頼もしい作業性能を備え、車両統合管理システム「IPS*」の各種機能による高い安全性も実現しています。さらにマストやトランスミッション、リアアクスルなど車体各部に自社開発コンポーネントを採用し、重量物荷役作業に欠かせない信頼性と耐久性を確保しています。

*IPS: Integrated Presence System

■主な特長

1. 優れた環境性と経済性

レスポンスの良いリニアな操作感により物流現場をパワフルにサポートする自社グループ製電子制御クリーンエンジンを搭載。三菱重工エンジン&ターボチャージャ社製2014年排出ガス基準適合「D04EG ディーゼルエンジン」およびグローバルコンポーネントテクノロジー社製2006年排出ガス基準適合「GK21/25 ガソリン LPG エンジン」は、それぞれ最新の国内排出ガス基準に適合した優れた環境性能とCO₂排出量の少ない低燃費性能により環境性と経済性の両立を実現しています。

2. 磨き抜かれた高い作業性、信頼性および耐久性

スムーズな走行・加速性能、トップクラスのマスト上昇速度、パワフルな登坂性能および優れた旋回性能によりオペレーターにとって頼もしい作業性能を実現しています。また、自社開発によるマストやドライブユニットなど各種コンポーネント採用により、それらを支える高い信頼性と耐久性を実現しています。

3. 人と現場を守る安全性

車両統合管理システム「IPS」をアップグレードし搭載。従来車と同様の離席時走行・荷役インターロックシステムやHIGH/LOW 切替スピードリミッター機能などの標準装備に加え、シートベルト未装着時の走行インターロックや駐車ブレーキ連動走行インターロックなど新たなオプション設定により、安全安心機能の充実化を図っています。

4. ストレスの無い快適な操作性と良好な視界

車両の状態が一目で分かるデジタルモニターやステアリング位置を調整できるティルトステアリング機構、リクライニング・スライド機構付きサスペンションシートや操作しやすい位置に配置したスイッチ類などストレスの無い快適な操作性を従来車から引き継いでいます。また、広視野設計により周囲への安全確認が重要な前方、後方および高所荷役作業に欠かせない良好な上方視界を確保しています。

5. 多彩なオプション・アタッチメント

路面から伝わる振動や衝撃を緩和し、騒音の軽減や荷崩れと荷物の破損防止およびオペレーターの疲労軽減で好評なグッドランニングシステム、レーザー光を照射しフォーク高さを目視で正確に把握できるイチギメクン、高い照度で明るく見やすく省エネルギーで長寿命な各種LEDライトなど作業時の安全性や作業性向上を可能とする各種オプションや様々な作業に対応する各種アタッチメントをご用意しております。



エンジン式フォークリフト「ERSIS(エルシス)」
FDE25P-T (2,500kg 積み、トルコン式 3.0m 揚高マスト装着車)

■問合せ先

三菱ロジスネクスト株式会社
マーケティング企画課 TEL: 075-956-8688

※ ニュースリリース送付先: 〒101-0051千代田区神田神保町3-7-1ニュー九段ビル9F
(公社)建設荷役車両安全技術協会広報部
または E-mail: koho@sacl.or.jp まで

建 荷 協 の 動 き

(令和4年2月1日～令和4年3月31日)

運営幹事会

第30回運営幹事会（3月8日開催予定）は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から召集せず、資料を送付

常設委員会

令和3年度 第4回特自検委員会

委員会（3月2日開催予定）は召集せず、議事内容の資料を書面にて確認、承認

議 事：

1. 令和2年度特自検実施状況報告
2. 令和3年度特自検強調月間実施結果報告
3. 令和4年度特自検強調月間実施要綱について
4. 「特自検記録表作成支援ソフト」アンケート調査結果
5. その他
 - ・不正事案など

令和3年度 第4回検査・整備技術委員会

月 日：令和4年2月14日（月）

場 所：WEB会議

議 事：

1. 「考案賞」各賞候補の選考について
2. 令和3年度の事業進捗報告について

令和3年度 第4回研修委員会

月 日：令和4年3月17日（木）

場 所：日本教育会館

議 事：

1. 令和3年度研修・教育実績について
2. 令和3年度本部研修について
3. 令和3年度委員会について
4. 令和4年度研修部事業計画について
5. 令和4年度検討課題について

令和3年度 第6回広報委員会

委員会（3月4日開催予定）は召集せず、議事内容の資料を書面にて確認、承認

議 事：

1. 機関誌中期編集計画の検討（259号～261号）
2. 製品紹介（259号掲載分）
3. イラスト災害事例の検討（259号掲載用初回案）
4. 令和4年度機関誌掲載用イラスト災害事例の選考結果
5. 令和4年度現場取材見学会について
6. 令和5年年間ポスター制作について
7. 機関誌モニターアンケートの今後（令和4年度）の取扱い
8. 令和4年度広報委員会開催スケジュール
9. 令和4年度広報委員会名簿

会員入会状況

令和４年２月１日から令和４年３月31日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会 員 数 (社)			
		令和４年 １月末 会員数	令和４年２月１日～ 令和４年３月31日間異動		令和４年 ３月末 会員数
			入 会	退 会	
正 会 員	製造業	26			26
	建設業	304	1	1	304
	荷役業	87			87
	製造工業等	44			44
	リース・レンタル	660	1	2	659
	検査・整備業	2,820	6	18	2,808
	その他業種	173		2	171
賛 助 会 員		17			17
総 数		4,131	8	23	4,116

新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
30897	(有)上田屋商会	401-0301	山梨県南都留郡富士河口湖町船津4273	0555-72-0373
61333	(株)アズマ商会	939-0125	富山県高岡市福岡町矢部524- 2	0766-64-5237
76294	うすだ建機サービス(株)	501-4610	岐阜県郡上市大和町島705- 4	0575-88-3206
76295	(有)大藤屋	444-0806	愛知県岡崎市緑丘 3 - 5 - 5	0564-25-8129
76296	(有)福島重車輛	379-2105	群馬県前橋市東大室町624- 1	027-268-3929
76297	合同会社 ユースフルリペア	779-0223	徳島県鳴門市大麻町川崎413番地 1	088-624-8145
76298	福島リフトサービス	822-0031	福岡県直方市植木995- 7	090-7924-0743
76299	タツトモギコウ(株)	720-0311	広島県福山市沼隈町草深118- 1	050-8882-6781

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表

令和 4 年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表 1・2 及び 3 のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌又は当協会のホームページを参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

1. 特定自主検査資格取得研修

(別表 1)

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

2. 特定自主検査者能力向上教育

(別表 2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術、知識を付与することを目的とした教育です。

3. 実務研修及び安全教育

(別表 3)

・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方

などについて学ぶことができます。

なお、このコースには座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（車両系建機）コース」

上記フォークリフトに引き続き車両系（整地・運搬等）の月次検査についても検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について点検表に基づいて、内容を理解しながら研修をします。

・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

※研修・教育の予定は、都合により中止・延期等変更になる場合がありますので事前に開催支部にお問い合わせください。また最新の予定は協会HPをご覧ください。

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表 1）

（令和 4 年 3 月 24 日現在）

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道				7/13～15 EF		
	青森				5/13～14 EF		
	岩手	8/29～31 EF					
	宮城						
	秋田						
	山形						
関東地区	福島						
	茨城	5/23～24 EFG			5/12～13 EF		
	栃木	4/9～10 EF					
	群馬	10/21～22 EF					
	埼玉	8/24～26 EF			2/1～3 EF		
	千葉	5/12～14 EF	9/15～17 EF		7/6～8 EF		
	東京	7/21～23 EF	10/27～29 EF				
中部地区	神奈川	7/7～9 EF	11/10～12 EF		8/15～17 EF		
	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/9～11 EF					
	岐阜						
	静岡	6/16～17 EF	7/7～8 EF		4/21～22 EF	5/26～27 EF	
近畿地区	愛知	3/9～11 EF			3/1～3 EF		
	三重	10/21～23 EF			9/9～11 EF		
	滋賀						
	京都						
	大阪	2/14～18 EF					
	兵庫						
中国地区	奈良				7月下旬 EF		
	和歌山						
	鳥取	9/14～16 F					
	島根						
	岡山	8/4～5 EF			5/30～31 EF		
四国地区	広島				10/13～14 EF		
	山口	5/20～21 EF					
	徳島						
	香川						
	愛媛	9/15～17 EF			7/14～16 EF		
九州・沖縄地区	高知	10/21～22 EF					
	福岡	9/15～17 EF			7/6～8 EF		
	佐賀	10/4～5 EF			7/6～7 EF		
	長崎	7/21～23 EF					
	熊本	10/22～23 EF					
	大分						
	宮崎						
	鹿児島						
	沖縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表 1）

（令和 4 年 3 月 24 日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道					
	青森					
	岩手			9/6～8 EF		
	宮城					
	秋田					
	山形					
	福島					
関東地区	茨城		6/9～10 EF		9/8～9 EF	
	栃木					
	群馬				9/9～10 EF	
	埼玉		6/14～16 EF		1/25～27 EF	
	千葉				7/26～28 EF	
	東京				6/16～18 EF	9/8～10 EF
	神奈川					
中部地区	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				10/4～5 EF	1/17～18 EF
	愛知	9/7～9 EF				
近畿地区	三重		7/1～3 EF		7/29～31 EF	
	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
	奈良					
中国地区	和歌山					
	鳥取				10/16～18 F	
	島根					
	岡山					
	広島					
四国地区	山口		8/25～27 EF		6/9～11 F	
	徳島					
	香川					
	愛媛				5/26～28 EF	
	高知					
九州・沖縄地区	福岡				11/18～20 EF	
	佐賀					
	長崎					
	熊本					
	大分					
	宮崎					
	鹿児島					
	沖縄					

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修（検査業） 予定表（別表 1）

（令和 4 年 3 月 24 日現在）

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械	
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械	
北海道・東北地区	北海道	5/25～27 BC	7/6～8 BC	8/3～5 BC	10/12～14 BC	6/15～17 BC	9/12～16 ABC
	青森	6/23～25 BCD				7/14～16 BC	
	岩手	6/22～24 BC				7/13～15 BC	
	宮城	7/14～16 BC				6/16～18 BC	
	秋田	6/23～25 BC				8/4～6 BC	
	山形	10/19～21 BCD				6/15～17 BC	
	福島	7/13～15 BC				8/24～26 BC	
関東地区	茨城	6/15～17 BCD	10/24～26 BCD			7/4～8 ABC	
	栃木	7/8～10 BC				6/15～17 BC	
	群馬	7/7～9 BC				9/1～3 BC	
	埼玉	7/11～15 ABCD	3/6～10 ABCD			12/5～9 ABC	
	千葉	6/23～25 BC	12/8～10 BC			10/18～20 BC	
	東京	6/22～26 ABC	2/16～18 BC				
	神奈川	6/16～18 BC	10/20～22 BC			9/7～9 BC	
中部地区	新潟	6/16～18 BCD	7/13～17 ABC	9/8～10 BC		6/2～4 BC	
	富山	7/6～8 BC					
	石川	11/17～19 BC					
	福井	6/15～19 BC				5/26～28 BC	
	山梨					10/18～20 BC	
	長野	7/5～7 BC				9/7～9 BC	
	岐阜	9/13～15 BCD					
	静岡	6/7～11 ABCD	9/7～9 BC	2/7～9 BC		5/9～13 ABC	12/6～8 BC
	愛知	5/27～29 BCD	6/17～19 BCD	9/15～19 ABC	10/14～16 BCD	9/27～29 BC	
	三重	9/2～4 BCD				5/25～29 BC	
近畿地区	滋賀	2/15～17 BCD					
	京都	9/8～10 BC				11/10～12 BC	
	大阪	7/4～10 ABCD	11/15～19 BC				
	兵庫	7/7～9 BCD				9/28～30 BC	
	奈良	10/20～22 BC					
	和歌山					6/23～25 BC	
中国地区	鳥取	9/14～16 BC					
	島根	7/13～15 BC					
	岡山	7/25～29 ABC	3/13～15 BC			10/24～28 ABC	
	広島	11/10～12 BC				10/17～21 ABC	
	山口	9/15～17 BC				7/14～16 BC	
四国地区	徳島	6/16～18 BC					
	香川	6/23～25 BC					
	愛媛	6/23～25 BCD	1/20～22 BCD			5/26～28 BC	
	高知						
九州・沖縄地区	福岡	6/22～26 ABC	1/12～14 BC			2/15～17 BC	
	佐賀	6/7～9 BC					
	長崎	10/19～23 ABC				11/8～10 BC	
	熊本	7/16～24 ABCD				2/3～12 ABC	
	大分	6/8～12 ABC				8/3～7 ABC	
	宮崎	7/6～10 ABC				9/7～11 ABC	
	鹿児島	10/12～16 ABC				7/13～17 ABC	
	沖縄	6/8～12 ABC				11/16～20 ABC	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表 1）

（令和 4 年 3 月 24 日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道			9 / 7 ～ 9 BC	6 / 1 ～ 3 BC	8 / 24 ～ 26 BC
	青森				9 / 15 ～ 17 BC	
	岩手				10 / 26 ～ 28 BC	
	宮城				7 / 27 ～ 29 BC	
	秋田				6 / 8 ～ 10 BC	
	山形				4 / 20 ～ 22 BC	
	福島				9 / 8 ～ 10 BC	
関東地区	茨城		10 / 11 ～ 13 BC		7 / 19 ～ 21 BC	
	栃木				8 / 25 ～ 27 BC	
	群馬				6 / 23 ～ 25 BC	
	埼玉	10 / 17 ～ 21 ABC	6 / 13 ～ 17 ABC		2 / 13 ～ 17 ABC	
	千葉				10 / 11 ～ 13 BC	
	東京				11 / 10 ～ 12 BC	
	神奈川					
中部地区	新潟				8 / 25 ～ 27 BC	
	富山				9 / 7 ～ 9 BC	
	石川				10 / 20 ～ 22 BC	
	福井				9 / 8 ～ 10 BC	
	山梨					
	長野				6 / 14 ～ 16 BC	
	岐阜				7 / 20 ～ 22 BC	
	静岡				9 / 14 ～ 16 BC	12 / 20 ～ 22 BC
	愛知	3 / 14 ～ 16 BC			6 / 24 ～ 26 BC	11 / 4 ～ 6 BC
近畿地区	三重				6 / 17 ～ 19 BC	
	滋賀					
	京都				7 / 7 ～ 9 BC	
	大阪				9 / 5 ～ 9 ABC	
	兵庫	3 / 8 ～ 10 BC		10 / 19 ～ 21 BC	3 / 1 ～ 3 BC	
	奈良					
中国地区	和歌山					
	鳥取				11 / 16 ～ 18 BC	
	島根				11 / 9 ～ 11 BC	
	岡山				2 / 13 ～ 17 ABC	
	広島				9 / 8 ～ 10 BC	
四国地区	山口		8 / 25 ～ 27 BC		6 / 9 ～ 11 BC	
	徳島					
	香川				10 / 27 ～ 29 BC	
	愛媛				10 / 13 ～ 15 BC	
	高知					
九州・沖縄地区	福岡				10 / 19 ～ 23 ABC	
	佐賀				9 / 6 ～ 8 BC	
	長崎					
	熊本					
	大分		9 / 2 ～ 4 BC		10 / 14 ～ 16 BC	
	宮崎	8 / 18 ～ 20 BC	2 / 9 ～ 11 BC		10 / 13 ～ 15 BC	
	鹿児島				6 / 22 ～ 26 ABC	
	沖縄				10 / 19 ～ 23 ABC	

注 1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注 2 表中、A は 35 時間、B は 21 時間、C は 18 時間、D は 13 時間の受講時間を示します。

注 3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 4 年度 特定自主検査能力向上教育予定表（別表2）

（令和 4 年 3 月 24 日現在）

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械								高所作業車	
						整地・運搬・積込、掘削及び解体用			基礎工事用		締固め用		コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道	6 / 7				6 / 29	10 / 20							7 / 27	
	青森	10 / 28				6 / 18									
	岩手														
	宮城	9 / 9				4 / 28								8 / 26	
	秋田	9 / 7				9 / 8									
	山形	7 / 21				5 / 19								9 / 15	
	福島	6 / 22	10 / 18			6 / 15	9 / 21				8 / 9			8 / 8	
関東地区	茨城	7 / 13	12 / 6			6 / 28	2 / 7				6 / 8			9 / 7	
	栃木	7 / 27				4 / 22								2 / 3	
	群馬	10 / 28				4 / 21	10 / 12							9 / 15	
	埼玉	9 / 28				9 / 7		10 / 26			3 / 1			5 / 18	
	千葉	9 / 6				9 / 28								2 / 7	
	東京	9 / 14												10 / 19	
	神奈川	12 / 9				10 / 13									
中部地区	新潟	9 / 21				10 / 5								9 / 7	
	富山	9 / 16				6 / 7	7 / 26								
	石川	8 / 24				7 / 6									
	福井	7 / 7				6 / 9								8 / 30	
	山梨	7月下旬				6 / 24								9月下旬	
	長野	8 / 26				9 / 17									
	岐阜	2 / 9				6 / 29									
	静岡	1 / 11	2 / 2			8 / 3	9 / 21				6 / 3			6 / 22	7 / 5
	愛知	7 / 14	8 / 18			7 / 6		3 / 23			7 / 12			7 / 4	
	三重	8 / 25				6 / 2								7 / 7	
近畿地区	滋賀					7 / 28									
	京都	1 / 17													
	大阪	1 / 25				6 / 8								1 / 18	
	兵庫	9 / 16				11 / 11						6 / 17		6 / 3	
	奈良														
中国地区	和歌山					10 / 23	11 / 6								
	鳥取	9 / 2													
	島根					8 / 4									
	岡山	9 / 20	9 / 27			9 / 12	11 / 7	11 / 18							
	広島	6 / 7	6 / 14	6 / 21		7 / 12	7 / 19	7 / 21						7 / 6	7 / 26
四国地区	山口	11 / 11				11 / 25					10 / 28				
	徳島	8 / 26													
	香川														
	愛媛	8 / 27				8 / 20									
	高知	9 / 14													
九州・沖縄地区	福岡	8 / 5				2 / 10								12 / 8	
	佐賀	11 / 25				11 / 25								11 / 2	
	長崎	9 / 15	3 / 8			6 / 7	9 / 14							8 / 6	1 / 14
	熊本	9 / 10				1 / 28									
	大分	11 / 19				10 / 1									
	宮崎	7 / 29				6 / 17	7 / 15								
	鹿児島	9 / 3				8 / 20									
	沖縄	1 / 27				12 / 9					6 / 24			8 / 26	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

令和 4 年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表 (別表 3)

(令和 4 年 3 月 24 日現在)

地区	支部	実務研修										安全教育			
		記録表作成コース					月次定期自主検査 (フォークリフト)		月次定期自主検査 (建機)		業務点検 コース	建機付属 クレーン部分		ショベル ローダー等	
		座学		実技			座学	実技	座学	実技					
北海道・東北地区	北海道	10/25												6/22	
	青森	8/20												4/22	
	岩手	7/7	11/11								10/13			11/18	
	宮城	10/19	11/11											10/28	
	秋田	5/18	8/24	11/17							8/25	5/19	10/20	7/6	
	山形	7/14												5/11	
	福島	6/29									9/29	6/28			
関東地区	茨城			8/23	1/19						10/31	5/27		1/16	
	栃木	11/25										9/2		10/25	
	群馬	6/2									10/20	11/8			
	埼玉	11/16					6/22				12/14	7/28			
	千葉	1/27									11/8	8/4	12/6		
	東京														
	神奈川	9/30	11/25				9/16					10/14			
中部地区	新潟	7/6									7/20	10/19		8/3	
	富山	2/14										8/30			
	石川			6/15							2/22	7/26			
	福井										7/21	10/18			
	山梨	10月下旬										11月下旬			
	長野	7/22									10/14	6/2			
	岐阜	6/30	11/22								10/13	7/28		7/27	
	静岡	4/26	8/19	9/2							11/4	6/1	1/20	2/16	
		10/12	11/1	12/13											
		1/14													
近畿地区	愛知	8/4			8/2						11/25	9/6		8/25	
	三重	5/11	6/29	9/30			8/19		8/4		1/27	6/8		6/23	
	滋賀	11/15										9/8			
	京都	8/19									10/19	10/14			
	大阪	10/5												7/20	
	兵庫	2/15	2/22				7/27				8/19	5/13	6/24	1/27	
	奈良	8月下旬										6月下旬			
中国地区	和歌山														
	鳥取											11/2			
	島根	11/25										6/9			
	岡山			7/1								8/29			
四国地区	広島	7/7	2/1								8/26			6/3	
	山口														
	徳島	7/8										7/7	9/14		
	香川	7/23										8/27			
九州・沖縄地区	愛媛			11/26							7/21	4/9	7/15	1/29	
	高知	9/15										6/15			
	福岡			9/28			3/10					8/19		7/15	
	佐賀	9/2										8/4			
	長崎	12/8		7/7	9/3			12/2		12/2	2/16				
	熊本	9/11	3/18								8/27	11/19			
	大分	10/22					8/20		7/9			6/25			
	宮崎	1/28		5/28	6/4		7/23			5/14	8/5	4/16			
	鹿児島	12/10										8/5			
沖縄地区	沖縄	9/9							5/13		7/5	8/5			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

令和 4 年度 運転技能講習予定表

(令和 4 年 3 月 25 日現在)

●フォークリフト												
秋田				7/15～		9/22～						
茨城	4/11～	5/10～	6/9～	7/8～	8/10～	9/12～	10/11～	11/11～	12/8～	1/12～	2/9～	3/13～
石川		5/12～				9/1～						
山梨		5/14～		7/9～		9/3～		11/5～				
大阪		5/18～	6/15～			9/14～	10/12～	11/2～				3/1～
熊本			6/18～			9/18～						
宮崎	4/20～	5/18～	6/22～		8/24～		10/26～					

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵庫							10/24～					
鳥取							10/20～					
島根						9/20～						

●車両系建設機械（解体用）												
鳥取		5/20～										

●不整地運搬車												
鳥取				7/7～								
島根			6/22～									

●高所作業車												
青森	4/15～	5/27～	6/10～	7/8～		9/9～	10/14～	11/11～				
群馬		5/27～				9/16～						
滋賀	4/12～		6/28～				10/26～					
奈良				7/16～		9/16～		11/26～				3/17～
鳥取	4/20～				8/24～							
島根						9/2～						
沖縄	4/8～		6/17～	7/8～			10/14～	11/11～			2/17～	

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔令和４年度〕
各種研修の受講料

１ 資格取得研修

(A) 事業内検査者研修

(単位：円)

(B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

研 修 の 種 類	14時間コース		8.5・9.5時間 コース		5.5時間コース		35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	47,850	51,920	43,450	47,520	42,350	46,420	76,450	80,520	54,450	58,520	52,250	56,320	51,150	55,220
2 整地・運搬・積 込み用、掘削用 及び解体用機械	56,210	63,580	51,810	59,180	—		89,210	96,580	66,110	73,480	61,710	69,080	—	
3 基礎工事用機械	58,190	65,120	53,790	60,720			91,190	98,120	66,990	73,920	62,590	69,520		
4 締固め用機械	49,390	53,790	44,990	49,390			77,990	82,390	55,990	60,390	53,790	58,190		
5 コンクリート 打設用機械	63,800	68,970	58,300	63,470			113,300	118,470	80,300	85,470	78,100	83,270		
6 高所作業車	51,920	57,200	47,520	52,800	86,020		91,300	62,920	68,200	60,720	66,000			

２ 能力向上教育

(単位：円)

３ 実務研修

(単位：円)

教 育 の 種 類		会 員	一 般	研 修 の 種 類		座学コース		実技コース	
						会員	一般	会員	一般
1	フォークリフト	12,760	14,630	記録表作成 コース	フォークリフト	12,760	14,960	18,260	20,460
2	整地・運搬・積み込み用、 掘削用及び解体用機械	13,530	15,840		整地・運搬・積み込み用、 掘削用及び解体用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
					基礎工事用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
					締固め用機械	12,870	15,070	18,370	20,570
					コンクリートポンプ車	12,870	15,070	18,370	20,570
					高所作業車	12,760	14,960	18,260	20,460
3	基礎工事用機械	11,880	13,310	月次定期 自主検査 コース	フォークリフト	6,710	7,260	12,210	12,760
4	締固め用機械	10,890	11,880		車両系建機	9,240	9,680	14,740	15,180
5	コンクリート打設用機械	10,780	11,770	検査業者業務点検コース		会 員		一 般	
						9,350		10,230	
4 安全教育 (単位：円)									
教 育 の 種 類		会 員		一 般					
建機付属クレーン部分		7,480		8,030					
ショベルローダー等		12,980		15,070					

４ 安全教育

(単位：円)

教 育 の 種 類	会 員	一 般
建機付属クレーン部分	7,480	8,030
ショベルローダー等	12,980	15,070

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

事業内検査者資格取得者

■フォークリフト

秋田裕也	菅野秀一	齊藤順一	高岡大輔	土井健汰	松下領
朝比奈崇雄	草原彰彦	齊藤敏朗	高橋直樹	中村明彦	三浦透
池田博司	杓掛雄太	坂口猛	高橋紀久	野中雄史	村橋隆行
猪股久登	栗林義明	坂田雄基	千葉定雄	羽田康	森川義治
岡田真広	小林寛	佐々木勝彦	塚田浩一	早川正	横山礼央
葛西隆夫	後藤大輝	白石弘和	豊沢悟	藤本真理緒	吉田勇也
上之浦薫					

■整地・運搬・積み込み用・掘削用及び解体用機械

阿部義和	勝間一成	須藤達也	新野恭乃祐	松岡成豊	宮本尚一
石川翔樹	齋藤健一	高田賢介	西畑武則	松谷智浩	森航洋
岩切浩文	齊藤敏朗	多田和弘	野元幸博	松田光正	両角伸彦
大西健治	佐藤祥太	辻井治男	濱田博教	松川篤典	矢羽裕介
大山直輝	佐藤代吾	津田真章	原盛大	皆川久	山本達也
荻窪博香	庄司義幸	手塚薫			

■締固め用機械

白石純一 | | | | |

■コンクリート打設用機械

浅沼龍 | 菊嶋直樹 | 山田勉 | 吉田広 | |

■高所作業車

池田勇太	川上達哉	下田裕貴	高橋和輝	中嶋康貴	丸田大貴
石黒康祐	川原田一真	鈴川武	滝澤英宏	名取威	横山遼
猪瀬佳也	小泉憲一	鈴木祥浩	寺井暢宏	藤原英幸	吉田裕樹
大村崇晃	堺翔吾	関口貴志	中沢裕一	増本好裕	米倉康平
萱場南無	佐々木悠祐	園田凌一			

検査業者検査員資格取得者

■フォークリフト

浅田章嗣	植松寛彰	楠信也	杉浦広志	堂崎幸一	穂積幸男
浅野健太	宇佐美健太	工藤竜健	杉原明広	ドムサマン	穂前田幸勝
足立崇行	宇野竜彦	久場川太祐	鈴木悠太	中川伸一	前田亮次
足立博史	姥名豊志	窪保田裕児	鈴田廉太	中口友斗	町田竜慶
足達隆大	遠藤正司	神代和昭	清田琢磨	中津林光德	松井栄二
荒木慎平	大井川剛志	黒田圭祐	瀬田厚史	中村智尚	松田孔明
有川伸二	大崎淳未	古川翔吾	高田勝弥	中村嘉則	丸屋幸司
有村清幸	大貫浩二	小林政行	高橋勇司	中山和正	三上公也
五十嵐清隆	岡田耀輝	小路弘樹	高岡裕平	西田祐二	宮崎一洋
伊井貴裕	岡田瑞樹	小山達郎	竹部拳太	丹羽久篤	向井茂樹
石倉之諄	小笠原英将	小山慶栄	田中剛士	橋本侑典	村本憂斗
板倉誠輝	尾方文輝	是野善文	田中侑弘	橋本実一	本村主祐
市川翔保	折戸直時	今野友昭	田中川弘志	連秦野謙太郎	森安丸丈
伊藤藤優	貝嶋時我	酒井大樹	谷岡寛人	秦速晴	矢野口史
伊藤藤平	会加堀雄良	酒井多尚	田置詠誠	東山佳孝	山田嗣一郎
井上祐次	金安智成	佐藤藤人	長田海斗	平山真太郎	山本耕平
井川烈樹	川鍋良将	志賀純泰	塚本誠剛	福田地弘	山本剛志
岩井瑞樹	菅野敬昌	志賀銀崇	坪塚広行	福藤上智之	山崎芳哉
岩崎一夫	蒲田橋拓	白進神菅	手出口明仁	堀田聖人	横尾武幸
岩植浩二	木村勇介		當銘		横吉

■整地・運搬・積み込み用・掘削用及び解体用機械

伊藤保司	川村久子	佐々木佑太	竹内渉	夏見孝行	政後真一郎
稲葉匡司	菅野正樹	佐藤剛	千葉由勝	難波篤嗣	松本昌功
牛澤翔	木村英幸	佐藤祐貴	塚平光稀	沼田一馬	本山則人
荻原高明	久下修	神宮将人	殿川秀和	野土勇人	門田拓希
奥原啓司	國塚健人	杉田英司	富岡洋平	長谷部慶希	矢島俊典
賀川健郎	栗村達也	諏訪卓実	道満一暁	花本和也	山口将太
川名敏郎	國分優太	高木敦司	中村健太郎	原田祐希	山野毅
川原智之	小林諒	高橋克典	長束敦司	深水祐希	米山英敏

■基礎工事用機械

秋田秀則	掛田貴寛	新垣文哉	當山博	原田博亮	辺土名忍
小田切右京	櫻井辰也	高橋正樹	長澤優介		

■締固め用機械

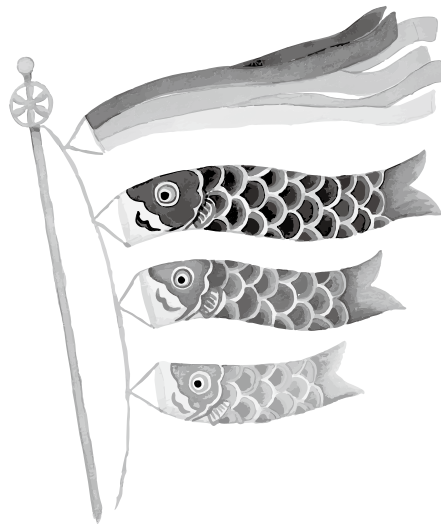
益 永 藤 雄 | 宮 田 浩 之 | 村 上 裕 二 | | |

■コンクリート打設用機械

杉 本 幸 男 | 辻 尾 行 範 | 福 岡 航 | 横 山 哲 也 | |

■高所作業車

東 政 博	鎌 田 佳 征	齋 藤 祐 太	壽 原 正 俊	中 澤 龍 平	佛 淵 隼 次
安 藤 治 彦	川 嶋 隆 広	阪 口 洋 晃	関 一 騎	西 俊 之	前 田 順 平
石 橋 孝 之	河 津 貴 洋	坂 原 慶 明	妹 尾 昌 幸	中 本 周 作	松 本 健 児
伊 藤 憲 司 郎	神 田 尚 也	迫 田 賢 太 朗	園 木 郁 雄	西 村 德 嗣	村 上 有 紀
伊 藤 幸 輝	桑 代 正 文	佐々木 克 洋	高 橋 俊 介	野 澤 政 道	森 野 健 一
伊 藤 優	小 島 貴 志	佐々木 透 有	竹 内 清 貴	能 登 順 一	山 田 岳 夫
今 岡 秀 明	小 谷 肇 一	柴 山 寛 之	田 島 峻 哉	平 間 顕 典	山 本 恵 太
海 中 雄 二	許 斐 厚 志	嶋 田 翔 弥	谷 川 佳 孝	廣 瀬 功 次	山 本 祐 樹
大 本 誠	権 田 高 幸	下 野 潤 哉	槌 田 章 太	藤 原 健 雄	芳 田 直 哉
勝 又 直 樹	齋 藤 和 弥	下 元 健 太	鶴 卷 亮 透	測 井	米 村 暢 章
勝 又 佑 人	齊 藤 翔 太	末 廣 慎 吾	寺 山 清 太		渡 邊 明 弘
金 澤 真	斎 藤 友 則	杉 内 郁 夫	豊 島 清 太		



お知らせ

けんにきょう

建荷協発行図書等のご案内

令和4年度版

特自検 完全実施で ゼロ災害

公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

■ 特定自主検査制度の入門解説

特定自主検査制度についての入門編

安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかりやすく解説したものです。

(H25.6 改訂 C 版発行)



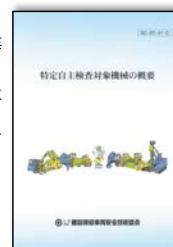
特定自主検査の対象機械について

特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(R4.3 改訂 E 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	220 円	330 円

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-E	660 円	1100 円

■ 特定自主検査済標章

特定自主検査 実施年月の明示

特定（定期）自主検査済標章

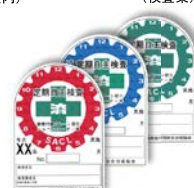
・特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年 1 回（不整地運搬車は 2 年に 1 回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

・定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年 1 回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-04	297 円	957 円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-04		
定期自主検査済標章	BP-LRI-04		

特定自主検査済標章
（事業内）特定自主検査済標章
（検査業）

定期検査済標章

【注記】 検査済標章の色は、毎年 1 月 1 日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標章は同日以降使用できませんのでご注意ください。

特定自主検査に係る標章等について

標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4 改訂 E 版発行)

品 名	品 番	会員価格	一般価格
標章の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	220 円	330 円



表記の価格は全て消費税 10% 込の価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	330 円	440 円
不整地運搬車	SG-GR-01	220 円	330 円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	440 円	550 円
高所作業車	SG-HL-01	330 円	440 円
フォークリフト(月次)	SG-LC-11-A	220 円	330 円



検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(普通紙)	1冊50部	495 円	770 円
特定(定期)自主検査記録表(ノンカーボン)	1冊25部(正副2枚で1部)	737 円	1100 円

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(R2.4改訂Q版発行)

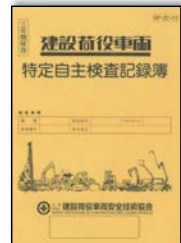


品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440 円	550 円

記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	110 円	165 円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。

- ・特定自主検査台帳 検査業者用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	550 円	825 円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1650 円	2200 円



表記の価格は全て消費税 10% 込の価格です。

■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1100 円	1650 円
検査者ワッペン	BP-YC-02	330 円	550 円



検査者腕章



検査者ワッペン

・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	110 円	165 円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



■ 教育資料

当協会が実施する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-E	660 円	990 円
原動機（ディーゼル・ガソリン）	TQ-KE-01-F	2420 円	3630 円
油圧装置	TQ-KH-01-E	1540 円	1980 円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-E	2420 円	3080 円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-D	1210 円	1540 円
フォークリフト	TQ-LC-02-H	1320 円	1980 円
不整地運搬車	TQ-GR-01-E	880 円	1320 円
車両系建設機械（整地等用）	TQ-GC-02-A	3300 円	5280 円
〃（基礎工事用）	TQ-FC-01-E	3080 円	4620 円
〃（締固め用）	TQ-RC-01-E	1210 円	1760 円
〃（コンクリート打設用）	TQ-CP-01-F	1100 円	1760 円
高所作業車	TQ-HL-01-E	1430 円	2200 円
特定自主検査と補修	TC-ZC-01-F	550 円	880 円



・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-E	3520 円	5280 円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-F	3630 円	5500 円
締固め用機械	TL-RC-01-D	1650 円	2530 円
基礎工事用機械	TL-FC-01-D	1980 円	2970 円
不整地運搬車	TL-GR-01-B	660 円	990 円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-D	1540 円	2420 円
高所作業車	TL-HL-01-D	990 円	1540 円



・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	TQ-LC-02-B	1540 円	1540 円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル検査・整備基準値表	TQ-SR-02-D	1760 円	2640 円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-C	1100 円	1650 円

【注記】 ●改訂 は 4/1 より頒布開始になります。



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル

検査業者の業務や事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

また、特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。(R1.11 発行)

注記)本書は特定自主検査業務マニュアル検査業者用(BP-ZC-01-F)、事業内検査(BP-ZC-02-E)および特定自主検査とその管理(BC-ZC-06-D)の内容を合わせたものです。



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル	BC-ZC-08	1650 円	2530 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂 J 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2310 円	3520 円

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書(フォーク)	BP-LC-01	55 円	110 円
経歴書ビニルケース(フォーク用)	BP-LC-02	165 円	330 円
特定自主検査実施経歴書(建機用)	BP-OH-01	55 円	110 円
特定自主検査実施経歴書(解体機用)	BP-OH-02	55 円	110 円

登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H31.4 改訂 K 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-K	550 円	880 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	440 円	770 円



表記の価格は全て消費税 10% 込の価格です。

お問い合わせ先

LF-YC-01-22 令和 4 年 3 月

支 部 一 覧

令和4年4月1日現在

支部名	〒	所 在 地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター 2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28 卸商業団地協同組合別館202	028(656)6111	028(656)6112
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 京都経済センター 4階	075(351)0250	075(351)0251
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMM19階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8124	奈良県奈良市三条松町29-3 奈良県電気工事工業組合内	0742(93)5181	0742(93)5181
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター 1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東蔵城町12 中部建設会館1F	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(624)8258
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0065	長崎県諫早市津久葉町5-121 津久葉エステートビル213号室	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0846	大分県大分市花園2-6-51 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海ビル4階	098(879)3744	098(879)3757

編集後記

これから夏に向かい、熱中症についての話題が新聞、テレビなどで取り上げられる機会が増えてくると思われます。

本号でも、厚生労働省の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について掲載しておりますので、ご一読くださいませ。

ところで、そもそも熱中症は、体が暑さに慣れていないことで起こりやすくなるため、ふだんから運動をしていて適度に汗をかく習慣がある人はかかりにくいそうです。

私たちはこれまで、コロナ禍によりさまざまな行動の制限を強いられてきました。

みなさま、運動不足ではないでしょうか？

かく言う私も、在宅勤務などにより運動不足気味で、その解消として毎日30分ほど簡単な筋トレを行うのが日課となっております。

最近の動画サイトでは、室内で手軽にできるトレーニング方法がいくつも紹介されているようです。

運動不足を感じていらっしゃるみなさま、まずは手軽にできることから始めてみてはいかがでしょうか？

〔広報委員：中村 隆史 記〕

機関誌に対するご意見・ご要望等は、E-mail：koho@sac1.or.jp までお願いします。

機関誌編集 広報委員会

委員長

山本 泰徳 [池田内燃機工業(株)]

平山 哲也 [大成建設(株)]

副委員長

佐藤 裕治 [住友建機(株)]

兼八 淳 [日本通運(株)]

辻 正紀 [NX商事(株)]

委員

津川 元 [コベルコ建機(株)]

中村 隆史 [コマツカスタマーサポート(株)]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

比留間 茂 [キャタピラー]

水島 敏文 [事務局：広報部]

高達 恒 [日立建機(株)]

吉田 岳 [同]

加藤 彰秀 [株豊田自動織機]

古口 光 [清水建設(株)]

(令和4年4月1日現在)

「建設荷役車両」 VOL. 44 第259号

令和4年4月20日 印刷

令和4年5月2日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 (ニュー九段ビル 9F)

TEL: 03 (3221) 3661 / FAX: 03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編集 広報委員会

発行人 小澤 真一

印刷所 株式会社東伸企画

ユーザー名 (U) sac1hp

パスワード (P) sac1hp

ちょいっぴり待って

まだ使えます、そのエンジン!



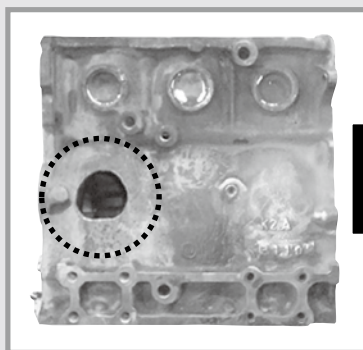
あきらめる前に是非ご一報下さい!!

★シリンダーブロック足出し補修再生★

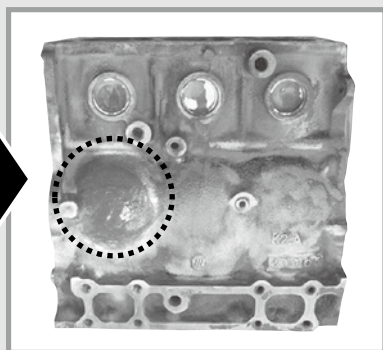


(担当直通: 中川)

E-mail: info@web-krw.com



補修前



補修後

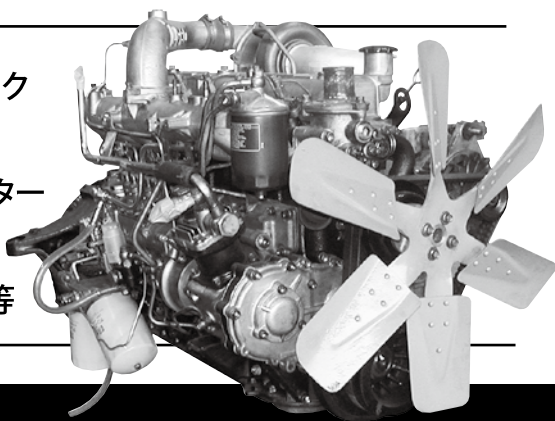
★ エンジン・ユニット品 (噴射ポンプ、ターボチャージャー、シリンダーヘッド 等) のオーバーホールや修理の事ならお任せください! 故障でお困りの事解決いたします ★

私たちを皆様の 自社工場・専属ワークス としてご利用下さい!

業務
内容

各種エンジンとユニット品のオーバーホール・修理・リビルト品販売

- エンジン ● シリンダーヘッド ● シリンダーブロック
- 噴射ポンプ ● 噴射ノズル ● ウォーターポンプ
- ターボチャージャー ● スターター ● オルタネーター
- エンジン関連金属品加工修理
- 常用非常用発電機エンジンメンテナンス・・・等



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで (👉) URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュサービスステーション

株式会社 北日本リビルトワークス 〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様のみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)



Fredsund Maskin社のEpiroc油圧ハンマー用 標準ホース&カップリングキットにセインTLX採用

Fredsund Maskin社は、油圧ハンマーの分野で50年以上の経験を持つEpiroc AB社公認パートナーです。両社は顧客の掘削機に最高かつ最も効率的な解体ツールを提供するため、緊密な協力関係を築いています。顧客価値をさらに高めるために、現在、Epiroc社の油圧ハンマーを、油圧パルスへの耐久性があるセインTLXを組み込んだコンプリートキットとして販売することを提案しています。

「多くの人は、機器とアタッチメントの間にあるカップリングやホースのことを気にかけません。しかし、当社のツールで最適に機能するコンポーネントを選ぶということは、ダウンタイムやコストのかかるメンテナンス作業を避ける上で非常に重要です」とEpirocサービスセンターのAlmkvist氏は言います。TLXを採用するに至ったポイントを伺いました。(以下は記事要約)

お客様が用途に不適切なカップリングを使用し破損することです。最初から適切な製品を導入するのに比べ、改修する方がはるかにコストがかかります。

■ 環境への配慮

環境的な視点から機器やサプライヤーを選ぶことは、重要な日常業務となりました。油圧パルスに非対応のカップリングを選択し、よく問題になるのが漏れです。セインのTLXは、分離時の作動油の流出を最小限に抑えることができる液だれのないフラット・フェースカップリングです。

「TLXカップリングは、さまざまな建設現場でのより厳しい環境要件を満たしているため、Epirocの環境プロファイルによく適合しています」

—Epiroc サービスセンター、油圧アクセサリ担当
ビジネスエリアマネージャー Nils Almkvist氏

■ 品質は最優先事項である

これはEpiroc社とFredssund社双方のブランドに浸透しています。そのためサプライヤーに対しても高い要求を課しています。また、高品質なコンポーネントを使用する重要性を顧客に伝える責任があると考えています。

■ 低品質の機器は長期的にみると割高

多くの顧客が自分の機械を油圧ハンマー以外の用途にも使用しているため、安全で漏れないツール交換が重要になります。しかし、ハンマーとしての使用は最も過酷な用途であり、機械に取り付けるクイック・コネクトカップリングの種類もそれにより決定されます。よくある問題は、

記事の全文はこちらでお読み頂けます ▼



ウェブサイト
新着情報